

(3) 土地利用

①国土利用計画法

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年法律第 43 号）では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」及び「自然保全地域」を定めることとされている。

調査対象区域には、都市地域が指定されている。調査対象区域の都市地域を図 3.1-16 に示す。

②生産緑地法

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号、最終改正：平成 29 年法律第 26 号）では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができる。

調査対象区域には、生産緑地地区が指定されている。調査対象区域の生産緑地地区を図 3.1-17 に示す。

③砂防法

砂防法（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年法律第 76 号）では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採及び土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができる。

調査対象区域に、砂防指定地はない。

④地すべり等防止法

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年法律第 45 号）では、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができる。

調査対象区域に、地すべり防止区域はない。

⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年法律第 82 号）では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができる。

調査対象区域に、急傾斜地崩壊危険区域はない。

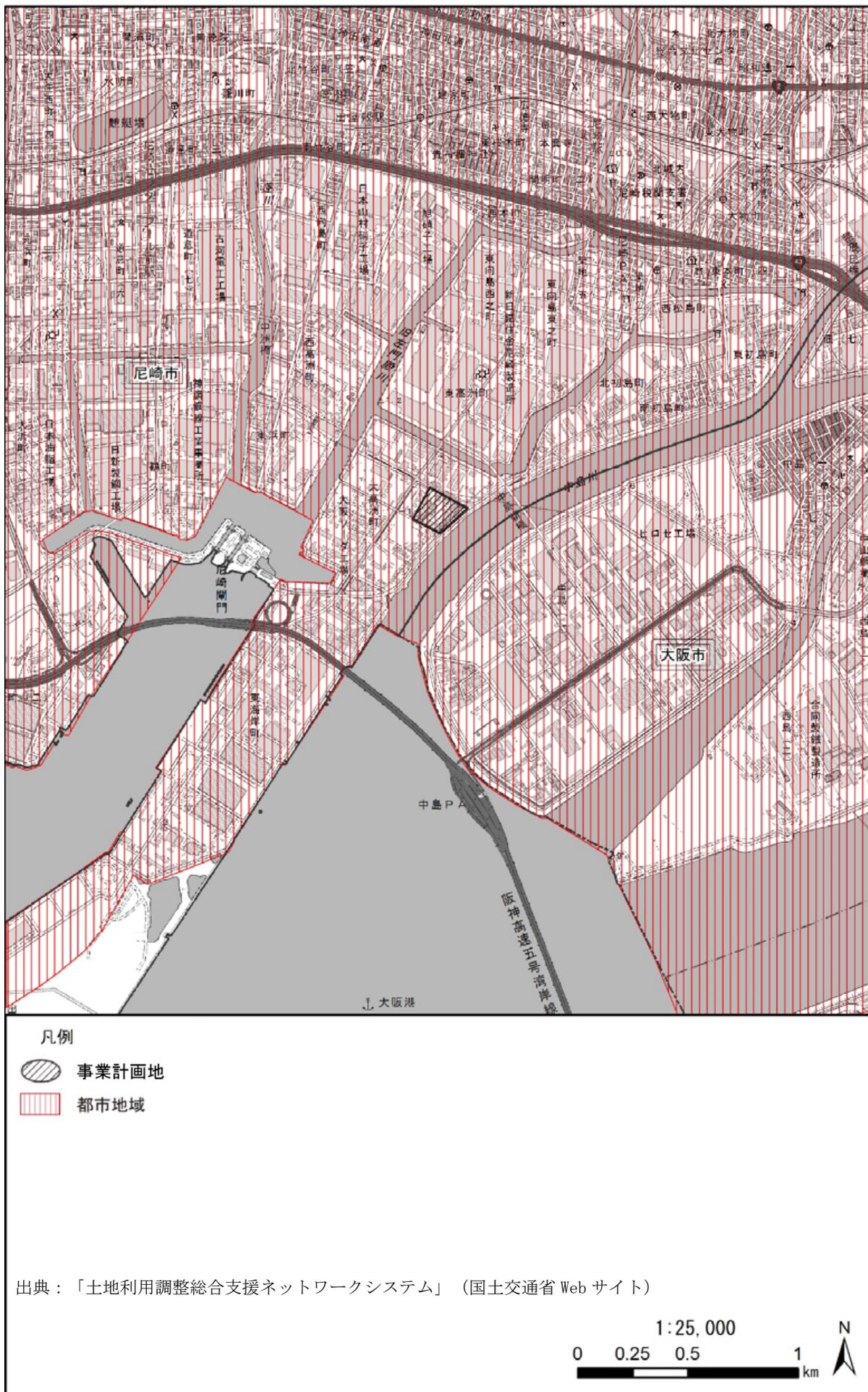


図 3.1-16 調査対象区域の都市地域



図 3.1-17 調査対象区域の生産緑地地区

⑥土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 3 年法律第 31 号）では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定することができる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定することができる。

調査対象区域及び事業計画地には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は指定されていない。

⑦都市緑地法

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 3 年法律第 31 号）では、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 3 年法律第 31 号）により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地などについて、「緑地保全地域」として指定することができる。また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定することができる。

調査対象区域及び事業計画地には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区は指定されていない。

⑧河川法

河川法（昭和 39 年法律第 167 号、最終改正：令和 3 年法律第 31 号）では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を「河川区域」と定義している。また、河岸又は河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定することができる。

調査対象区域に分布する主な河川としては、蓬川、左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川がある。これらの河川には河川保全区域が指定されている。

なお、事業計画地に河川保全区域は指定されていない。

⑨宅地造成等規制法

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号、最終改正：平成 26 年法律第 42 号）では、宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を、「宅地造成工事規制区域」として指定することができる。

調査対象区域及び事業計画地には、宅地造成工事規制区域は指定されていない。

⑩古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号、最終改正：平成 23 年法律第 105 号）では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができる。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査対象区域は古都に指定されておらず、調査対象区域及び事業計画地には、歴史的風土保存区域は指定されていない。

⑪農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年法律第 12 号）では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事により定められた農業振興地域のうち、県知事及び市長が農用地等として利用すべき土地の区分を「農用地区域」としている。農用地区域では、農地以外の用途に転ずる（農地転用）に際しては、農地法（昭和 27 年法律第 229 号、最終改正：令和元年法律第 12 号）による制限があるとされる。

調査対象区域及び事業計画地には、農用地区域は指定されていない。

⑫国有林野の管理経営に関する法律

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号、最終改正：令和 3 年法律第 37 号）では、国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供し、又は供すると決定したもの、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号、最終改正：令和 3 年法律第 37 号）の普通財産となっているものを「国有林野」としている。

調査対象区域及び事業計画地には、国有林野は指定されていない。

3) 公害の防止に係る規制の状況

(1) 大気汚染

①環境基本法

調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年法律第50号）に基づく環境基準及び尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：平成30年尼崎市条例第18号）第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により大気汚染に係る環境基準が定められている。

大気汚染に係る環境基準と尼崎市の大気の汚染に係る環境上の基準を表 3.1-33に示す。

表 3.1-33 大気汚染に係る環境基準と環境上の基準

| 物質 | 環境上の条件 | |
|--|---|---|
| | 環境基本法 大気汚染に係る環境基準 ^{注1)} | 尼崎市条例 大気の汚染に係る環境上の基準 ^{注2)} |
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) ^{注3)} | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント (O ₃) ^{注4)} | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 ^{注5)} | 1 時間値の 1 日平均値が 0.02ppm 以下であること。ただし、当分の間、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。 |
| ベンゼン ^{注6)} | 1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 | 1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。 | 1 年平均値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 | 1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 |
| 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。 | 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。 |

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2) 対象地域は尼崎市全般。ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。また測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずる。

注 3) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が 10 μm 以下のものをいう。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm を達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。また、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないように努めるものとする。

注 6) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」
 (平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号)
 「大気汚染に係る環境基準について」
 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年環境庁告示第 73 号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年環境庁告示第 74 号)
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
 (平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年環境庁告示第 100 号)
 「微小粒子状物質に係る環境基準」 (平成 21 年環境省告示第 33 号)

また、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号、最終改正：平成26年法律第72号）及び尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和2年尼崎市条例第40号）第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により定められている。

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準及び尼崎市の大気の汚染に係る環境上の基準を表 3.1-34に示す。

表 3.1-34 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

単位：pg-TEQ/m³

| 物質 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 | 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準 |
|---------|------------------------|------------------------|
| ダイオキシン類 | 0.6以下 | 0.6以下 |

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 基準値は年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号、最終改正：平成21年環境省告示第11号）

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

②大気汚染防止法に基づく総量規制及び排出基準等と環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号、最終改正：令和2年法律第39号）に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出規制が定められている。また工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあつては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められている。

調査対象区域は、大気汚染防止法に基づいて総量規制基準が定められた区域である。

また、兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和3年兵庫県条例第38号）においては、大気汚染防止法上の対象施設を拡大するなど、規制の強化が図られている。

大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、有害物質及びダイオキシン類の排出の規制基準を表 3.1-35～表 3.1-44に示す。

i) 硫黄酸化物

大気汚染防止法に基づく調査対象区域における硫黄酸化物の排出基準は、大気汚染防止法の一般排出基準、旧特別排出基準、特別排出基準が適応される。硫黄酸化物の排出基準を表 3.1-35 に示す。

表 3.1-35 硫黄酸化物の排出基準

| 許容限度 | | | | | | |
|--------|---|-------|---------------------------------|--------|---|--------|
| 排出基準 | $q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ q : 硫黄酸化物の量 (m ³ N/時) K : 地域ごとに定められた値 He : 補正された排出口の高さ (m) | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>K=3.0</td> <td>既存施設(昭和 47 年 1 月 4 日以前に設置されたもの)</td> </tr> <tr> <td>K=2.92</td> <td>既存施設(昭和 47 年 1 月 5 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで)</td> </tr> <tr> <td>K=1.17</td> <td>新たに設置する場合(昭和 49 年 4 月 1 日以降に設置されたもの)</td> </tr> </table> | K=3.0 | 既存施設(昭和 47 年 1 月 4 日以前に設置されたもの) | K=2.92 | 既存施設(昭和 47 年 1 月 5 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで) | K=1.17 |
| K=3.0 | 既存施設(昭和 47 年 1 月 4 日以前に設置されたもの) | | | | | |
| K=2.92 | 既存施設(昭和 47 年 1 月 5 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで) | | | | | |
| K=1.17 | 新たに設置する場合(昭和 49 年 4 月 1 日以降に設置されたもの) | | | | | |

出典：「大気汚染防止法施行規則」
 (昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)
 「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」
 (平成 8 年 3 月 29 日兵庫県告示第 542 号、最終改正：令和 2 年兵庫県告示第 63 号)
 「硫黄酸化物の規制基準」(ひょうごの環境 Web サイト)

調査対象地域は大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に基づく、硫黄酸化物の総量規制基準の指定地域である。さらに兵庫県では、大気汚染防止法第 15 条の 2 第 3 項に基づき総量規制基準の対象外となる小規模な工場等についても燃料使用基準が定められている。

調査対象区域における総量規制基準・燃料規制基準を表 3.1-36 に示す。

表 3.1-36 総量規制基準・燃料使用基準

| 適用地域 | 規制値 |
|------|--|
| 尼崎市 | ① $Q = 2.01W^{0.85}$ ② $Q = 2.01W^{0.85} + 0.3 \times 2.01 \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$ ③ 0.40%以下 Q : 排出が許容される硫黄酸化物の量 (温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立法メートル毎時) W : 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合における 1 時間当たりの原料及び燃料の量 (重油の量に換算したキロリットル毎時) Wi : 特定工場等に昭和 51 年 10 月 1 日以後に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合における 1 時間当たりの原料及び燃料の量(重油の量に換算したキロリットル毎時) |

注 1) ①総量規制基準…昭和 51 年 10 月 1 日以前において設置されている特定工場等
 ②特別総量規制基準…昭和 51 年 10 月 1 日以後において新たに硫黄酸化物に係るばい煙発生施設が設置された特定工場(工場等で硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により同日以降において新たに特定工場となったものを含む。)及び同日以後において新たに設置された特定工場等
 ③燃料使用基準…工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において定格で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が 1 時間当たり 0.3 キロリットル未満のもの
 注 2) 総量規制基準及び特別総量規制基準は、設置されている全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において、定格で使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量が 1 時間当たり 0.3 キロリットル以上のものについて適用される。

出典：「大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物の総量規制基準」
 (昭和 51 年兵庫県告示第 1962 号、最終改正：平成 3 年兵庫県告示第 138 号)
 「大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準」
 (昭和 51 年兵庫県告示第 1963 号、最終改正：平成 3 年兵庫県告示第 139 号)

ii) ばいじん

大気汚染防止法に基づき、廃棄物焼却炉について焼却炉の設置場所及び設置時期により排出基準が定められている。また兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和元年兵庫県条例第13号）により、大気汚染防止法上の対象施設を拡大し、規制の強化が図られている。

廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準を表 3.1-37に示す。

表 3.1-37 ばいじんの排出基準(廃棄物焼却炉)

| 法令及び条例 | 規模 | 焼却能力 (kg/時) | 許容限度 (g/Nm ³) |
|--|--|------------------|------------------------------|
| 大気汚染防止法 | 火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。 | 4,000以上 | 0.04 |
| | | 2,000～4,000未満 | 0.08 |
| | | 2,000未満 200以上 | 0.15 |
| 環境の保全と創造に関する条例 | 火格子面積が0.5m ² 以上であるか、焼却能力が1時間当たり50kg以上か、又は燃焼室の容積が0.5m ³ 以上(ガス化炉を除く)であること。 | - | 0.15 |
| 備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m ³ 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：ばいじんの量 (g) O _n ：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) O _s ：排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする) C _s ：JIS Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (g) | | | |

注1) 大気汚染防止法においては平成10年7月1日以降の新設施設を対象とした基準であり、既設施設については従前の基準が適用される。

注2) 環境の保全と創造に関する条例においては、尼崎市における既存施設のうち、改正前の排出基準の適用を受けていたものについては、改正前の排出基準又は改正後の排出基準のいずれか厳しいものが適用される。

出典：「大気汚染防止法施行規則」

(昭和46年厚生省・通産省令第1号、最終改正：令和3年環境省令第3号)

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」

(平成8年3月29日兵庫県告示第542号、最終改正：令和2年兵庫県告示第63号)

iii) 有害物質

大気汚染防止法第5条により、施設の種類及び規模ごとに有害物質の排出基準が定められている。

なお、調査対象地域は大気汚染防止法第5条の2第1項に基づく、窒素酸化物の総量規制基準の指定地域ではない。

廃棄物焼却炉に係る有害物質(窒素酸化物、塩化水素、水銀)の排出基準を表 3.1-38～表 3.1-41 に示す。

表 3.1-38 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

| 施設 | 規模 | 排出ガス量 (万 m ³ N/時) | 許容限度 (cm ³ /m ³ N) | |
|--|--|---------------------------------|---|-----|
| 廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの (連続炉に限る。) | 火格子面積が 2m ² 以上あるい は焼却能力が 200kg/時以上 | すべて | 450 | |
| 廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシア ノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する 工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出され る廃棄物を焼却するもの(連続炉に限る。) | | 4未満 | 700 | |
| 上記外の廃棄物焼却炉 | | 連続炉 | すべて | 250 |
| | | 連続炉以外 | 4以上 | 250 |

備考：

- この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m³中の窒素酸化物の量とする。
- 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$$

C : 窒素酸化物の量 (cm³)
 0n : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12)
 0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
 (当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする)
 Cs : JIS K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm³)

出典：「大気汚染防止法施行規則」

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)

兵庫県では、工場・事業場の排出ガス量（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号、最終改正：令和3年政令第275号）別表第1に規定する全ての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量（温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの合計をいう。）が4万m³以上のものについて、総量指導指針が定められている。

総量指導指針を表3.1-39に示す。

表 3.1-39 総量指導指針

| 施設 | 規模 | 施設係数 | |
|--|---|------|-----|
| | | (1) | (2) |
| 廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。） | 大気中に排出 | 7.0 | 6.0 |
| 廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。） | される気体の 1時間当たりの 量が4万m ³ | 7.0 | 6.0 |
| 上記外の廃棄物焼却炉 | 以上のもの。 | 7.0 | 6.0 |
| 備考： | | | |
| <p>1 特定工場等は、当該特定工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される窒素酸化物の合計量が次の許容排出量に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">Q：NO_xの許容排出量（N m³/h）</p> $Q = K \times \{ \Sigma (C \times V) + \Sigma (C_i \times V_i) \}^{0.95}$ <p style="text-align: center;">K：地域ごとに定められる値（尼崎市；0.65）</p> <p style="text-align: center;">C：昭和59年10月1日より前から設置されているNO_xに係るばい煙発生施設について、ばい煙発生施設の区分ごとに(1)に掲げる施設係数</p> <p style="text-align: center;">C_i：昭和59年10月1日以後に設置されるNO_xに係るばい煙発生施設について、ばい煙発生施設の区分ごとに(1)に掲げる施設係数</p> <p style="text-align: center;">V：設置されているNO_xに係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量でV_iを除く（万N m³/h）</p> <p style="text-align: center;">V_i：昭和59年10月1日以後に設置されているNO_xに係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（万N m³/h）</p> <p>2 次のものはこれまでの記載に関わらず、C_i、V_iではなくC、Vを採用するものとする。</p> <p>小型ボイラー 昭和60年9月10日より前に設置されたもの</p> <p>ガスタービン及びディーゼル機関 昭和63年2月1日より前に設置されたもの</p> <p>ガス機関及びガソリン機関 平成3年2月1日より前に設置されたもの</p> | | | |

注) 特定工場等を判定する場合における排出ガス量は、窒素酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合の湿り排出ガス量とし、指導基準を適用する場合における排出ガス量は、窒素酸化物に係るばい煙発生施設（予備施設、休止施設及びガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものを除く）を定格能力で運転する場合の排出ガス中の酸素濃度を零パーセントの状態に換算した乾き排出ガス量とする。

出典：「大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針」（兵庫県）

表 3.1-40 有害物質（塩化水素）の排出基準

| 施設 | 規模 | 許容限度 (mg) |
|--|--|-----------|
| 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が 2m ² 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上 | 700 |
| 備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m ³ 中の塩化水素の量とする。 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。 $C = \frac{9}{21 - 0s} \cdot Cs$ C：塩化水素の量 (mg) 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%) Cs：JIS K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg) | | |

出典：「大気汚染防止法施行規則」
 (昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)

表 3.1-41 有害物質（水銀）の排出基準

| 施設 | 規模 | 排出基準 (μg/Nm ³) | |
|---|---|----------------------------|------|
| | | 新規施設 | 既存施設 |
| 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が 2m ² 以上あるいは焼却能力 200kg/時以上 | 30 | 50 |
| 備考： 1 既存施設とは、施行日（平成 30 年 4 月 1 日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。 2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス 1m ³ 中の水銀の量とする。 $C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$ C：水銀の量 (μg/Nm ³) 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12） 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%) （当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする） Cs：排出ガス中の実測水銀濃度 (0°C、101.32kPa) (μg/Nm ³) | | | |

出典：「大気汚染防止法施行規則」
 (昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)

また、兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和元年兵庫県条例第13号）により、有害物質発生施設に係る排出基準（排出口濃度、敷地境界線上濃度、地上到達地点濃度）が定められている。

廃棄物焼却炉に係る有害物質の排出基準を表3.1-42に示す。

なお、兵庫県では大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例（昭和48年兵庫県条例第19号、最終改正：令和元年兵庫県条例第6号）により、施設の種類別に乗せ基準が定められているが、本事業に適用されない。

表 3.1-42 有害物質の排出基準（廃棄物焼却炉）

| 有害物質の種類 | 単位 | 環境の保全と創造に関する条例 | | |
|--------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 排出口濃度 | 敷地境界線上濃度 | 地上到達地点濃度 |
| カドミウム及びその化合物 | mg/m ³ | — | カドミウムとして0.0018 | カドミウムとして0.0006 |
| 塩素 | mg/m ³ | — | 0.1 | 0.03 |
| 塩化水素 | mg/m ³ | — | 0.24 | 0.08 |
| ふっ素 | mg/m ³ | — | 0.01 | 0.003 |
| 鉛及びその化合物 | mg/m ³ | — | 鉛として0.05 | 鉛として0.02 |
| クロム化合物 | mg/m ³ | — | クロムとして0.005 | クロムとして0.002 |
| シアン化合物 | mg/m ³ | — | シアンとして0.2 | シアンとして0.07 |
| 硫酸 | mg/m ³ | — | 0.05 | 0.02 |
| ベリリウム化合物 | mg/m ³ | — | ベリリウムとして0.0006 | ベリリウムとして0.0002 |
| 銅化合物 | mg/m ³ | — | 銅として0.03 | 銅として0.01 |
| ニッケル化合物 | mg/m ³ | — | ニッケルとして0.3 | ニッケルとして0.1 |
| バナジウム化合物 | mg/m ³ | — | バナジウムとして0.03 | バナジウムとして0.01 |
| 亜鉛化合物 | mg/m ³ | — | 亜鉛として0.1 | 亜鉛として0.03 |
| セレン化合物 | mg/m ³ | — | セレンとして0.02 | セレンとして0.007 |
| アンモニア | ppm | — | 1.0 | 0.3 |
| ベンゼン | ppm | — | 0.5 | 0.2 |
| メチルエチルケトン | ppm | — | 4.0 | 1.5 |
| 二硫化炭素 | ppm | — | 0.5 | 0.2 |
| 一酸化炭素 | ppm | — | 10.0 | 3.0 |
| ホルムアルデヒド | ppm | — | 0.1 | 0.03 |
| 硫化水素 | ppm | — | 0.1 | 0.03 |
| 二酸化窒素 | ppm | — | 0.2 | 0.07 |
| 二酸化硫黄 | ppm | — | 0.3 | 0.1 |
| トルエン | ppm | — | 2.0 | 0.7 |
| アクロレイン | ppm | — | 0.03 | 0.01 |
| フェノール | ppm | — | 0.2 | 0.07 |
| ホスゲン | ppm | — | 0.005 | 0.002 |
| トリクロロエチレン | ppm | — | 2.0 | 0.7 |
| キシレン | ppm | — | 2.0 | 0.7 |
| ヘキサン | ppm | — | 150.0 | 50.0 |

注1) 廃棄物焼却炉の規模は、火格子面積が2m²以上あるいは焼却能力が200kg/時以上。

注2) 規制基準の敷地境界線上濃度及び地上到達地点濃度の数値は、30分間値とする。

注3) 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量によること。

出典：「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」

（平成8年兵庫県告示第542号、最終改正：令和2年兵庫県告示第63号）

③ダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項に基づく大気排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号) 第 8 条第 1 項に基づく大気基準適用施設を設置する工場又は事業場に係るダイオキシン類の大気排出基準は表 3.1-43 に、第 24 条第 1 項に基づく廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準は表 3.1-44 に示すとおりである。

表 3.1-43 ダイオキシン類の大気排出基準

| 施設 | 規模 | 焼却能力 (kg/時) | 許容限度 (ng-TEQ/m ³ N) |
|--------|--|----------------------|-----------------------------------|
| 廃棄物焼却炉 | 火床面積が 0.5m ² 以上又は焼却能力が 50kg/時以上 | 4,000 以上 | 0.1 |
| | | 2,000 以上 4,000 未満 | 1 |
| | | 2,000 未満 | 5 |

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成 11 年総理府令第 67 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)

表 3.1-44 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

単位：ng-TEQ/g

| 項目 | 基準値 |
|-------------------|------|
| 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理 | 3 以下 |

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成 11 年総理府令第 67 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号)

④廃棄物の処理及び清掃に関する法律による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、最終改正：令和元年法律第37号）では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表3.1-45(1)～(4)に示す。

表 3.1-45(1) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

| 区分 | 構造基準の概要 |
|------|---|
| 一 | 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること |
| 三 | ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること |
| 四 | ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること |
| 五 | 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること |
| 六 | ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること |
| 七 | イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること |
| | ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること (1) 燃焼ガスの温度が800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること (2) 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること (3) 外気と遮断されたものであること (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること |
| | ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること |
| 構造基準 | ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない |
| | ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること |
| 第4条 | ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること |
| | ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること |
| | チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない |
| | リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること (2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること (ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること (イ) 焼成炉中の温度が1000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること |

表 3.1-45(2) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

| 区分 | 構造基準・維持管理基準の概要 |
|--|--|
| 構造基準 第4条 | ヌ 固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること |
| | ル 固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 常時換気することができる構造であること (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること |
| | ヲ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること |
| | ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること |
| | カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること (3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること |
| 十五 | 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること |
| 維持管理基準 第4条の5 | 一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと |
| | 二 イ ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること |
| | ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと |
| | ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと |
| | ニ 焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること |
| | ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること |
| | ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと |
| | ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること |
| | チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却すること |
| | リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること |
| ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること | |
| ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下になるようにごみを焼却すること | |
| ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること | |
| ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が燃料室の処理能力に応じて定められた濃度以下となるようにごみを焼却すること | |
| カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること | |

表 3.1-45(3) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

| 区分 | 維持管理基準の概要 |
|----|--|
| ヨ | 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること |
| タ | 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること |
| レ | ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること |
| ソ | ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと |
| ツ | ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を 1000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること |
| ネ | ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること |
| ナ | 固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること |
| ラ | 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料に含まれる水分が 10wt%以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること (2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること |
| ム | 搬入しようとする固形燃料の性状がラ (1) 又は (2) の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと |
| ウ | 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ラの規定の例による |
| ヰ | 搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ (1) 又は (2) の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること |
| ノ | 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること |
| オ | 固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を常時換気すること (3) 保管期間が概ね 7 日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること |
| ク | 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の換気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること (2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること (3) (2) の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること |
| ヤ | 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ケに掲げる場合を除く。）にあつては、次のとおりとする (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること (2) (1) の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること |
| マ | 第 4 条第 1 項第 7 号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ (3) の規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 保管設備内を定期的に清掃すること (2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること (3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること (5) (3) 及び (4) の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること |

維持管理基準
第 4 条の 5

表 3.1-45(4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

| 区分 | 維持管理基準の概要 |
|-----------------|---|
| 維持管理基準 第4条の5 | ケ 第4条第1項第7号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を定期的に清掃すること (3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること (4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない (5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること (6) (5)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること |
| | フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること |
| | 十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること |
| | 十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること |
| | 十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること |
| | 十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする |
| | 十四 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと |
| | 十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと |
| | 十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること |

注) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第35号、最終改正：令和3年環境省令第12号）を参考に作成。

(2) 騒音

①環境基本法

騒音に係る環境基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年法律第36号）に基づく環境基準と、尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和2年尼崎市条例第40号）第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により騒音に係る環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準を表 3.1-46～表 3.1-48 に、騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定を表 3.1-49 に、調査対象区域の騒音環境類型を図 3.1-18 に示す。

調査対象区域に騒音環境類型に指定された地域はあるが、事業計画地にはない。

表 3.1-46 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

単位：dB

| 地域の類型 | 基準値 (L_{Aeq}) | |
|-------|-------------------|-------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50 以下 | 40 以下 |
| A及びB | 55 以下 | 45 以下 |
| C | 60 以下 | 50 以下 |

注1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境庁告示第54号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3.1-47 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

| 地域の区分 | 基準値 (L_{Aeq}) | |
|--|-------------------|-------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 以下 | 55 以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 以下 | 60 以下 |

注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」

（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境庁告示第54号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3.1-48 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）

単位：dB

| 基準値 (L_{Aeq}) | |
|---|-------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 以下 | 65 以下 |
| 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。 | |

注 1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～翌日の 6 時

注 2) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び 4 車線以上の市町村道等。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境庁告示第 54 号)

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

(平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号)

表 3.1-49 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

| 地域の類型 | 地域 |
|-------|---|
| A | 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に指定された地域のうち第 1 種区域、第 2 種区域(都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る) |
| B | 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に指定された地域のうち第 2 種区域(都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除く) |
| C | 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に指定された地域のうち第 3 種区域、第 4 種区域 |

注) 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の詳細図は、兵庫県庁及び関係町役場に備えておいて一般の縦覧に供する。

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(平成 11 年兵庫県告示第 566 号、最終改正：平成 24 年兵庫県告示第 386 号)



図 3.1-18 調査対象区域の騒音環境類型

②騒音規制法

騒音規制法（昭和43年法律第98号、最終改正：平成26年法律第72号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、同条第3項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に、市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 3.1-50に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.1-51に、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.1-52に示す。調査対象区域の特定工場等において発生する騒音の規制地域を図 3.1-19に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域を図 3.1-20に、自動車騒音要請限度の区域の区分を図 3.1-21に示す。

調査対象区域には騒音規制法に基づく規制地域があるが、事業計画地にはない。

表 3.1-50 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：dB

| 時間の区分 区域の区分 ^{注4)} | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 |
|-------------------------------|--------------|---------------|----------------|-----------------|
| | 6時から 8時まで | 8時から 18時まで | 18時から 22時まで | 22時から 翌日6時まで |
| 第1種区域 | 45 | 50 | 45 | 40 |
| 第2種区域 | 50 | 60 | 50 | 45 |
| 第3種区域 | 60 | 65 | 60 | 50 |
| 第4種区域 | 70 | 70 | 70 | 60 |

注1) 単位 dB とは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：平成26年法律第69号）に定める音圧レベルの計量単位。

注2) 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

注3) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号、最終改正：令和元年法律第44号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号、最終改正：令和2年法律第41号）第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号、最終改正：令和3年法律第49号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：令和2年法律第52号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内における基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

注4) 区域の区分は図 3.1-19 と対応している。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」

（平成13年尼崎市告示第95号、最終改正：平成30年尼崎市告示第143号）

「騒音規制法に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」

（平成13年尼崎市告示第96号、最終改正：平成27年尼崎市告示第183号）

表 3.1-51 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

単位：dB

| 規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類 | 騒音の 大きさ | 作業ができない時 間（夜間） | | 1日当たりの 作業時間 | | 同一場所における 作業時間 | | 日曜日 休日における 作業 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|---|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|-----------|---------------------|
| | | 第1号 区域 | 第2号 区域 | 第1号 区域 | 第2号 区域 | 第1号 区域 | 第2号 区域 | |
| 1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機又はくい打 くい抜機 ^{注2)} を使用する作業 ^{注3)} | 85 | 19時 ～ 翌日 7時 | 22時 ～ 翌日 6時 | 10時間を 超えない こと | 14時間を 超えない こと | 連続して6日を 超えないこと | 禁止 | |
| 2. びょう打機を使用する作業 | | | | | | | | |
| 3. さく岩機を使用する作業 ^{注11)} | | | | | | | | |
| 4. 空気圧縮機 ^{注4)} を使用する作業 | | | | | | | | |
| 5. コンクリートプラント ^{注5)} 又はア スファルトプラント ^{注6)} を使用す る作業 ^{注7)} | | | | | | | | |
| 6. バックホウ ^{注8)} を使用する作業 ^{注12)} | | | | | | | | |
| 7. トラクターショベル ^{注9)} を使用す る作業 ^{注12)} | | | | | | | | |
| 8. ブルドーザ ^{注10)} を使用する作業 ^{注12)} | | | | | | | | |
| 備考 | 作業場 の敷地 境界に おける 値。 | 原則として上の時 間に作業を行って はならない。 | 原則として1日に おいて上の時間を 超えて作業を行っ てはならない。 | 原則として上の 期間を超えて作 業を行ってはな らない。 | 原則として 日曜・休日に 作業を行っ てはならない。 | | | |

備考：

- 1号区域とは、平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域と、第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号、最終改正：令和元年法律第44号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号、最終改正：令和2年法律第41号）第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号、最終改正：令和3年法律第49号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：令和2年法律第52号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内であること。
第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

2 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

注1) もんけんを除く。

注2) 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3) くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4) 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。

注5) 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。

注6) 混連機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。

注7) モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

注8) 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。

注9) 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。

注10) 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

注11) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注12) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。

注13) 区域の区分は図3.1-20と対応している。

注14) 単位dBとは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：平成26年法律第69号）に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成27年環境省告示66号）

「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、最終改正：平成23年政令第364号）

「特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」

（平成13年尼崎市告示第97号、最終改正：平成27年尼崎市告示第184号）

表 3.1-52 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|--|----------------|------------------|
| | 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～翌日6時) |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 | 55 |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 | 65 |
| b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 | 70 |
| 幹線交通を担う道路に近接する区域 | 75 | 70 |

注 1) 区域の区分は以下のとおりである。

- a 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分(平成 13 年尼崎市告示第 95 号)において指定した地域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域(都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る)
- b 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分(平成 13 年尼崎市告示第 95 号)において指定した地域のうち、第 2 種区域(都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除く)
- c 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分(平成 13 年尼崎市告示第 95 号)において指定した地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域

注 2) 区域の区分は図 3.1-21 と対応している。

注 3) 単位 dB とは、計量法(平成 4 年法律第 51 号、最終改正：平成 26 年法律第 69 号)に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年環境省令第 9 号)
 「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」(平成 13 年尼崎市告示第 98 号)

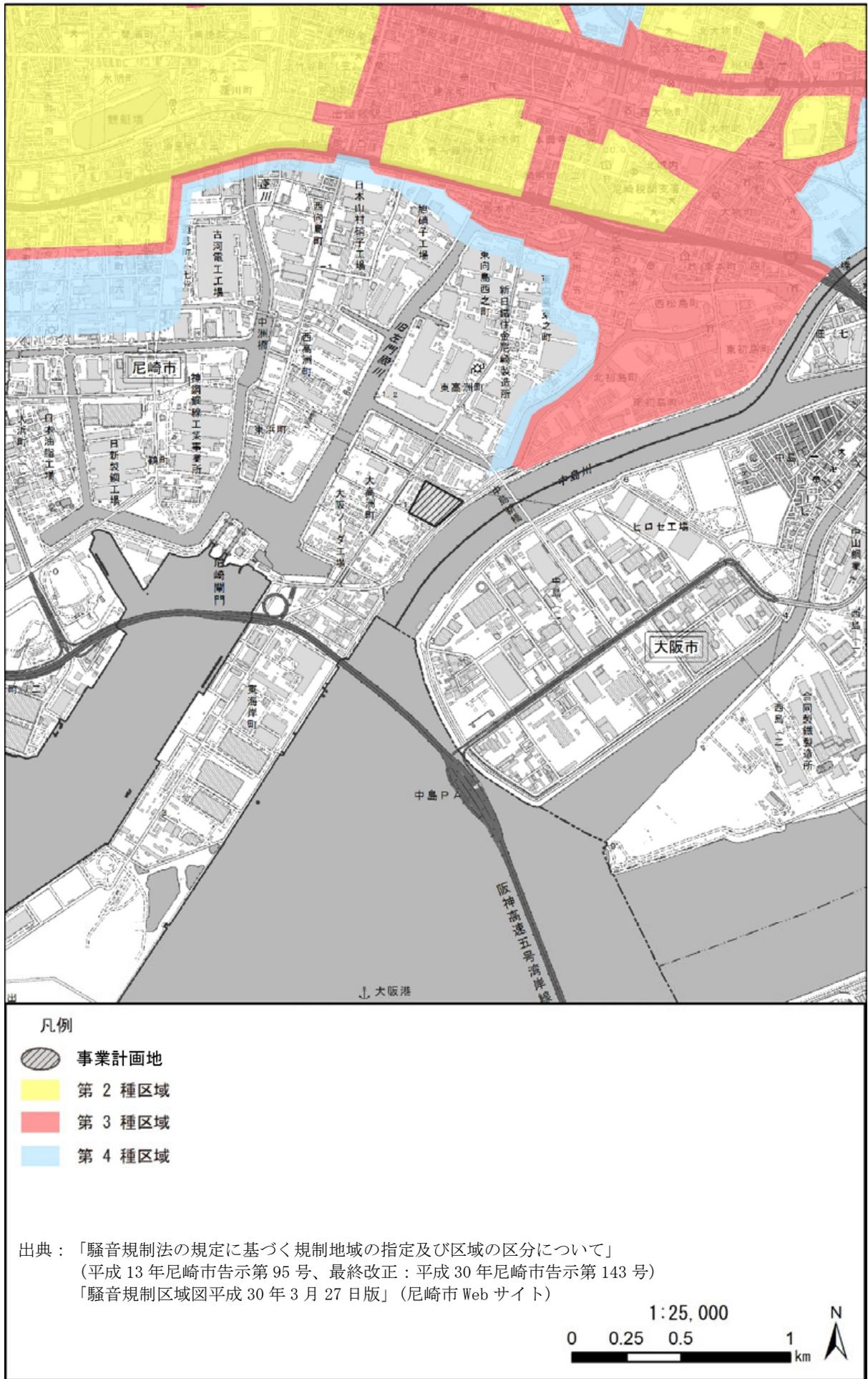


図 3.1-19 調査対象区域の特定工場等において発生する騒音の規制地域

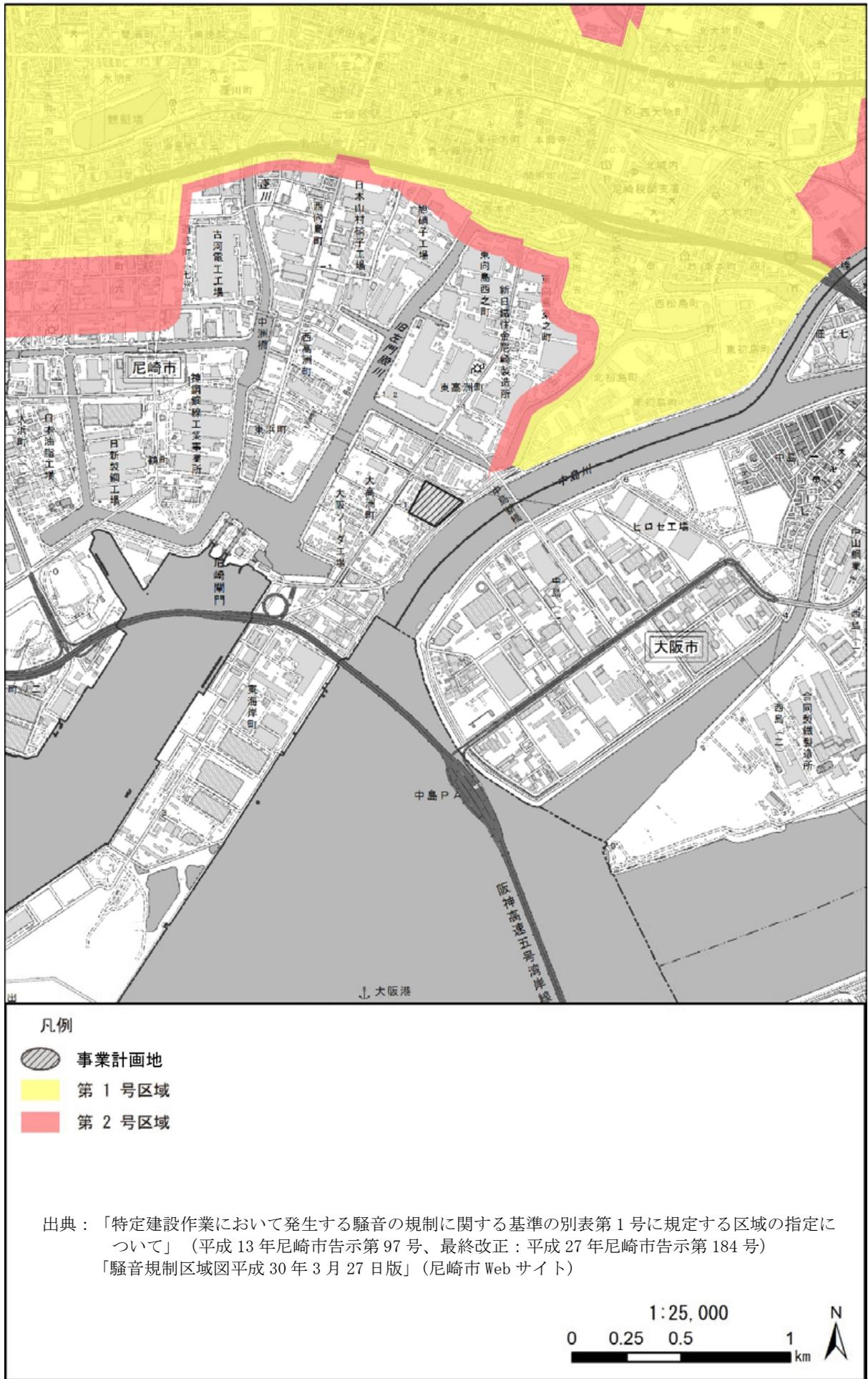


図 3.1-20 調査対象区域の特定建設作業において発生する騒音の規制地域



図 3.1-21 調査対象区域の自動車騒音要請限度の区域の区分

(3) 振動

①振動規制法

振動規制法（昭和51年法律第64号、最終改正：平成26年法律第72号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における振動、同条第3項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3.1-53に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3.1-54に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.1-55に示す。調査対象区域の特定工場等において発生する振動の規制地域を図 3.1-22に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域を図 3.1-23に、道路交通振動要請限度の区域の区分を図 3.1-24に示す。

調査対象区域には振動規制法に基づく規制地域があるが、事業計画地にはない。

表 3.1-53 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

| 区域の区分 | 昼間 | 夜間 |
|-------|---------------|-----------------|
| | 8時から 19時まで | 19時から 翌日8時まで |
| 第1種区域 | 60 | 55 |
| 第2種区域 | 65 | 60 |

注1) dBとは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：平成26年法律第69号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

注2) 区域の区分は図 3.1-19 と対応している。

備考1. 第1種区域及び第2種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号、最終改正：令和元年法律第44号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号、最終改正：令和2年法律第41号）第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号、最終改正：令和3年法律第49号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：令和2年法律第52号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内における基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成13年尼崎市告示第99号、最終改正：平成30年尼崎市告示第144号）
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」（平成13年尼崎市告示第100号、最終改正：平成27年尼崎市告示第185号）

表 3.1-54 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

単位：dB

| 規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類 | 振動の 大きさ | 作業ができない 時間（夜間） | | 1日当たりの 作業時間 | | 同一場所における 作業時間 | | 日曜日、休日 における作業 |
|--|----------------------------|--|-----------|---|----------------------|---------------------------------------|---------------------|-------------------------------------|
| | | 第1号 区域 | 第2号 区域 | 第1号 区域 | 第2号 区域 | 第1号 区域 | 第2号 区域 | |
| | | 1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機 ^{注2)} 又はくい 打くい抜機 ^{注3)} を使用する作業 | 75 | 19時 ～ 翌日 7時 | 22時 ～ 翌日 6時 | 10時間を 超えない こと | 14時間を 超えない こと | |
| 2. 鋼球を使用して破壊する作業 | | | | | | | | |
| 3. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注4)} | | | | | | | | |
| 4. ブレーカー ^{注5)} を使用する作業 ^{注4)} | | | | | | | | |
| 備考 | 作業場の 敷地境界 における 値。 | 原則として上の 時間に作業を行 ってはならない。 | | 原則として1日に おいて上の時間を 超えて作業を行っ てはならない。 | | 原則として上の 期間を超えて作 業を行ってはな らない。 | | 原則として日 曜・休日に作業 を行ってはなら ない。 |

備考 1号区域とは、平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域と、第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号、最終改正：令和元年法律第44号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号、最終改正：令和2年法律第41号）第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号、最終改正：令和3年法律第49号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：令和2年法律第52号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号、最終改正：令和元年法律第26号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内であること。

第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

- 注1) もんけん及び圧入式くい打機を除く。
- 注2) 油圧式くい抜機を除く。
- 注3) 圧入式くい打くい抜機を除く。
- 注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
- 注5) 手持式のものを除く。
- 注6) dBとは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：平成26年法律第69号）に定める振動加速度レベルの計量単位。
- 注7) 区域の区分は図3.1-23と対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年環境省令第3号）
 「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について」
 （平成13年尼崎市告示第101号、最終改正：平成27年尼崎市告示第186号）

表 3.1-55 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

| 区域の区分 | | 昼間 | 夜間 |
|-------|---|---------------|-----------------|
| | | 8時から 19時まで | 19時から 翌日8時まで |
| 第1種区域 | 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について(平成13年尼崎市告示第99号)において指定した地域のうち、第1種区域 | 65 | 60 |
| 第2種区域 | 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について(平成13年尼崎市告示第99号)において指定した地域のうち、第2種区域 | 70 | 65 |

注) 区域の区分は図 3.1-24 と対応している。

備考：1. dB とは、計量法（平成4年法律第51号、最終改正：平成26年法律第69号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

4. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年環境省令第3号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」

（平成13年尼崎市告示第102号）

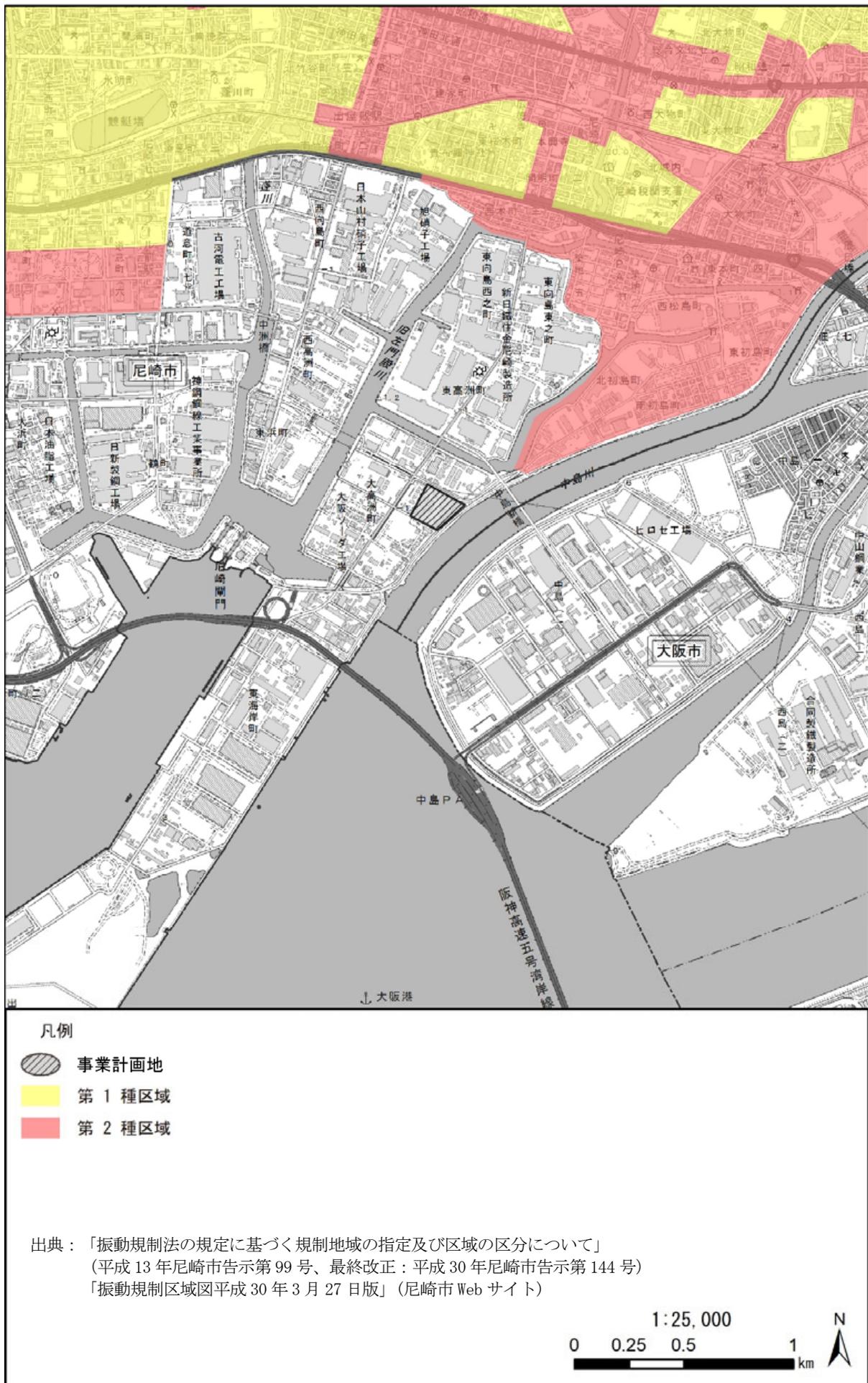


図 3.1-22 調査対象区域の特定工場等において発生する振動の規制地域

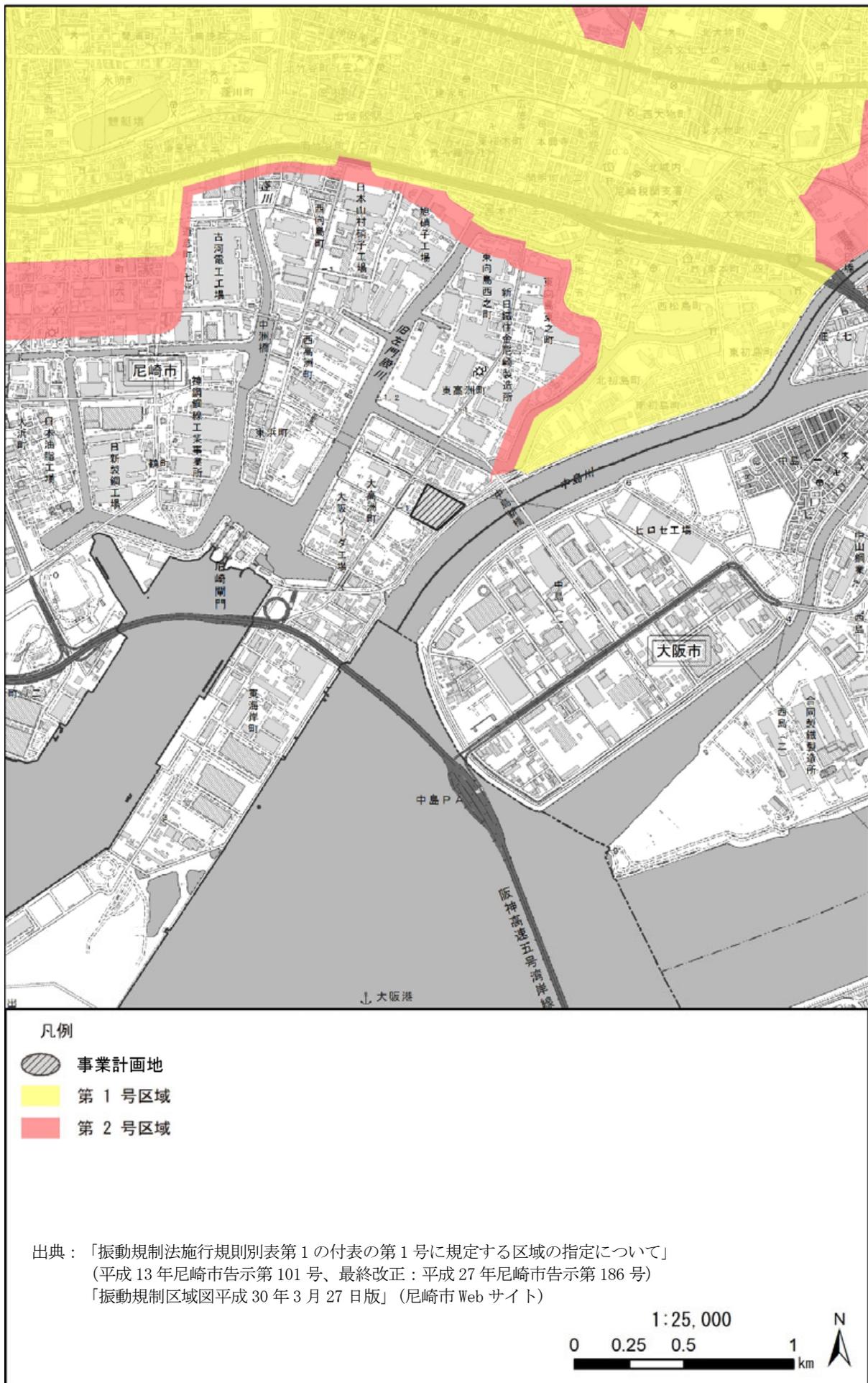


図 3.1-23 調査対象区域の特定建設作業において発生する振動の規制地域

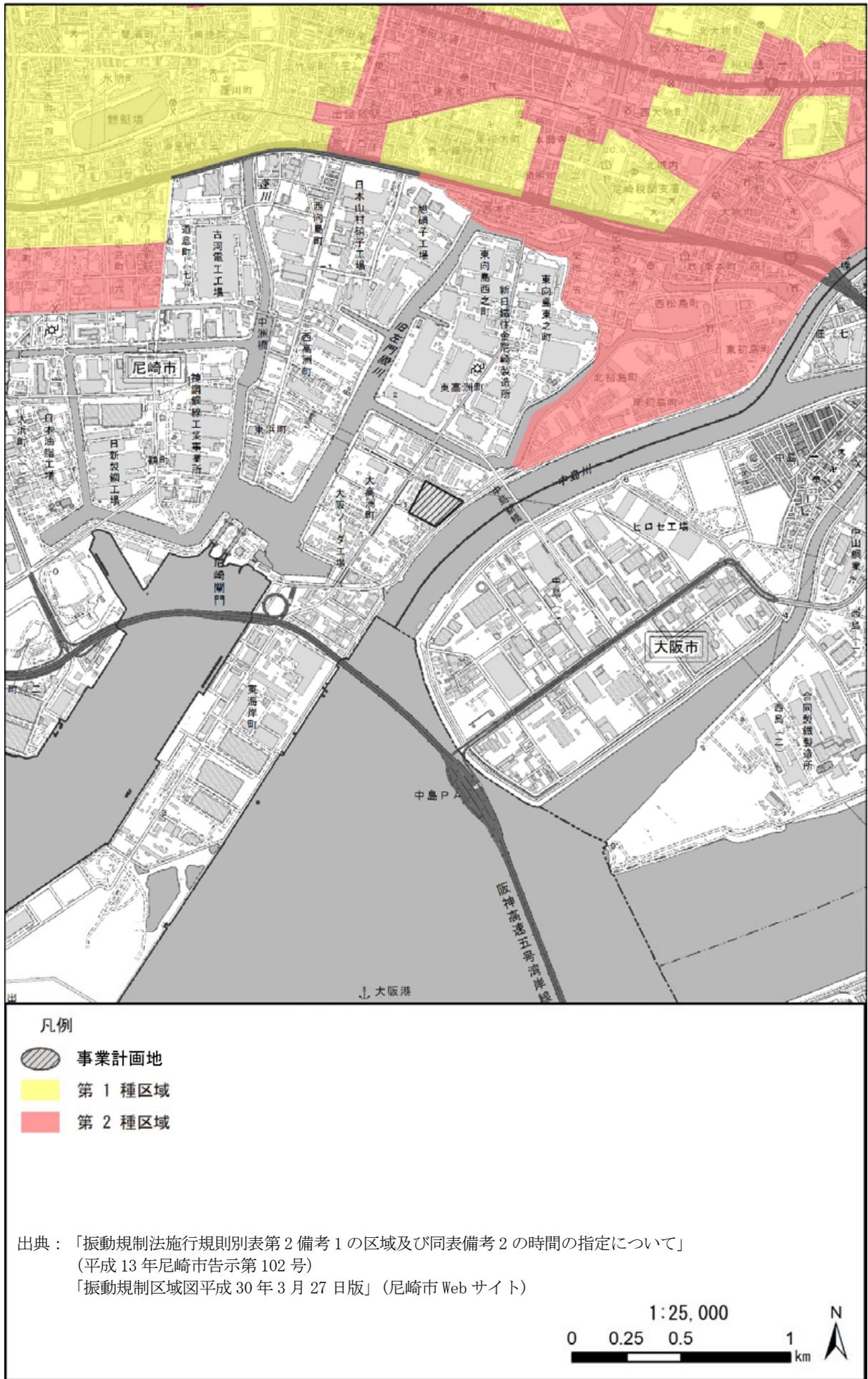


図 3.1-24 調査対象区域の道路交通振動要請限度の区域の区分

(4) 悪臭

①悪臭防止法

悪臭防止法（昭和46年法律第91号、最終改正：平成23年法律第105号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22物質の特定悪臭物質濃度による規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行うことされており、尼崎市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は22物質が定められている。また、工場その他の事業場の気体排出口においては流量による規制基準、事業場から排出される排出水中の濃度に係る規制基準がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 3.1-56(1)～(2)に示す。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されている。

表 3.1-56(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線] 単位：ppm

| 特定悪臭物質 | 規制基準 |
|---------------|--------|
| アンモニア | 1 |
| メチルメルカプタン | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0.01 |
| 二硫化メチル | 0.009 |
| トリメチルアミン | 0.005 |
| アセトアルデヒド | 0.05 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009 |
| イソバレールアルデヒド | 0.003 |
| イソブタノール | 0.9 |
| 酢酸エチル | 3 |
| メチルイソブチルケトン | 1 |
| トルエン | 10 |
| スチレン | 0.4 |
| キシレン | 1 |
| プロピオン酸 | 0.03 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 |
| イソ吉草酸 | 0.001 |

出典：「悪臭防止法施行規則」

(昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和3年環境省令第3号)

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」

(平成13年尼崎市告示第103号)

表 3.1-56(2) 悪臭防止法に基づく規制基準

[排出口]

| | |
|--|---|
| <p>特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。</p> $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>ここで、 q : 流量 (m³N/時) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)</p> <p>次項に規定する方法により補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。</p> $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm= (0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) / (1+(2.58/V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.301\log J + (1/J)-1\}$ $J= (1/\sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460-296 \times (V/(T-288))\} +1$ <p>これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> He 補正された排出口の高さ (m) Ho 排出口の実高さ (m) Q 温度十五度における排出ガスの流量 (m ³ /秒) V 排出ガスの排出速度 (m/秒) T 排出ガスの温度 (K) | |
| 特定悪臭物質 | メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。 |

[排水水]

| | | |
|--|--|------|
| <p>特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。</p> $CLm=k \times Cm$ <p>この式において、CLm、k及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> CLm : 排水水中の濃度 (mg/L) k : 下表に掲げる特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水水の量ごとに定められた値 (mg/L) Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm) | | |
| 特定悪臭物質 | アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。 なお、メチルメルカプタンについては、算出した排水水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、0.002mg/Lとする。 | |
| 特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水水の量ごとに定められた値(k) | | |
| 項目 | 事業場から敷地外に排出される排水水の量 | mg/L |
| メチルメルカプタン | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 16 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 3.4 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 0.71 |
| 硫化水素 | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 5.6 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 1.2 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 0.26 |
| 硫化メチル | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 32 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 6.9 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 63 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 14 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 2.9 |

出典：「悪臭防止法施行規則」
 (昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和3年環境省令第3号)
 「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準について」
 (平成13年尼崎市告示第103号)

(5) 水質汚濁

①環境基本法

調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年法律第36号）に基づく環境基準と、尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和2年尼崎市条例第40号）第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準が定められている。

調査対象区域の河川及び海域には、環境基準が設定された水質環境類型と、環境上の基準が設定された水域区分が指定された水域がある。調査対象区域の水質環境類型指定及び水域区分を表 3.1-57及び図 3.1-25に示す。

人の健康の保護に関する環境基準及び環境上の基準を表 3.1-58に、生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準を表 3.1-59(1)～(2)、表 3.1-60(1)～(4)に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.1-61に示す。

表 3.1-57 調査対象区域の水質環境類型及び水域区分

| 区分 | 河川名等 | 環境基準 水質環境類型 | 環境上の基準 水域区分 |
|----|----------|----------------|----------------|
| 河川 | 庄下川 | C類型 | 2級水域 |
| | 蓬川 | — | 2級水域 |
| | 中島川 | B類型（生物B） | 1級水域 |
| | 左門殿川 | B類型（生物B） | 1級水域 |
| | 神崎川 | B類型（生物B） | 1級水域 |
| | 淀川 | C類型 | — |
| 海域 | 大阪湾(閘門) | C類型（生物A） | 運河 |
| | 大阪湾(尼崎港) | C類型（生物A） | 海域 |

注1) 表中の“—”は、環境類型若しくは水域区分が設定されていないことを示す。

注2) 淀川及び神崎川は大阪府下河川であるが、類型指定に関しては掲載した。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和元年度）」（令和3年3月、尼崎市経済環境局）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3.1-58 人の健康の保護に関する環境基準及び環境上の基準

単位：mg/L

| 項目 | 環境基本法に基づく 環境基準 | 尼崎市の環境をまもる条例 に基づく環境上の基準 |
|-----------------|-------------------|----------------------------|
| カドミウム | 0.003 以下 | 0.003 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 六価クロム | 0.05 以下 | 0.05 以下 |
| 砒素 | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 以下 | 0.0005 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 以下 | 0.004 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下 | 0.04 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 以下 | 1 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 以下 | 0.006 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| チウラム | 0.006 以下 | 0.006 以下 |
| シマジン | 0.003 以下 | 0.003 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| ベンゼン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| セレン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 以下 | 10 以下 |
| ふっ素 | 0.8 以下 | 0.8 以下 |
| ほう素 | 1 以下 | 1 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 以下 | 0.05 以下 |

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「JIS」という。）K 0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、JIS K 0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年環境省告示第46号）

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3.1-59(1) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【河川（湖沼を除く）】（利用目的の適応性に対する基準）

| 項目 類型 水域区分 | | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|------------------|------|-------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------------------|
| | | | 水素イオン 濃度 (pH) (-) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L) | 浮遊物質 量 (SS) (mg/L) | 溶存酸素量 (DO) (mg/L) | 大腸菌群数 (MPN/100mL) |
| 環境基本法 | AA | 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1以下 | 25以下 | 7.5以上 | 50以下 |
| | A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2以下 | 25以下 | 7.5以上 | 1,000以下 |
| | B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3以下 | 25以下 | 5以上 | 5,000以下 |
| | C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5以下 | 50以下 | 5以上 | — |
| | D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8以下 | 100以下 | 2以上 | — |
| | E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10以下 | ごみ等の浮遊 が認められない こと。 | 2以上 | — |
| 尼崎市の環境を まもる条例 | 1級水域 | | 6.5以上 8.5以下 | 3以下 | 20以下 | 5以上 | 5,000以下 |
| | 2級水域 | | 6.5以上 8.5以下 | 5以下 | 30以下 | 5以上 | — |
| | 3級水域 | | 6.5以上 8.5以下 | 8以下 | 50以下 | 3以上 | — |

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) “—”は当該項目に基準が設定されていないことを示す。

注3) 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

注4) 環境基本法の各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年環境省告示第46号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音に係る環境上の基準について」

（平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号）

表 3.1-59(2) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

単位：mg/L

| 項目 類型 | 水生生物の 生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|---------|--------------|------------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニル フェノール | 直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 以下 | 0.001 以下 | 0.03 以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 以下 | 0.0006 以下 | 0.02 以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 以下 | 0.002 以下 | 0.05 以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 以下 | 0.002 以下 | 0.04 以下 |

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号)

表 3.1-60(1) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準（海域）

| 項目 類型 水域区分 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | | |
|------------------|--------------|---------------------------------|-----------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|----------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的酸 素要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) | |
| 環境基本法 | A | 水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 2 mg/L 以下 | 7.5 mg/L 以上 | 1,000 MPN/ 100 mL 以下 | 検出されないこと |
| | B | 水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 3 mg/L 以下 | 5 mg/L 以上 | — | 検出されないこと |
| | C | 環境保全 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8 mg/L 以下 | 2 mg/L 以上 | — | — |
| 尼崎市の環境をまもる条例 | 運河 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8 mg/L 以下 | 2 mg/L 以上 | — | — | |
| | 海域 | 7.0 以上 8.3 以下 | 3 mg/L 以下 | 5 mg/L 以上 | 50,000MPN/ 100 mL 以下 | 検出されないこと | |

注 1) 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注 2) “—” は当該項目に基準が設定されていないことを示す。

注 3) 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

注 4) 環境基本法における各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号)

「大気汚染、水質汚濁、騒音に係る環境上の基準について」

(平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号)

表 3.1-60(2) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準（海域）

| 項目 類型 水域区分 | | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------------------|----|--|-------------|--------------|
| | | | 全窒素 | 全りん |
| 環境 基本法 | I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。) | 0.2 mg/L 以下 | 0.02 mg/L 以下 |
| | Ⅱ | 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。) | 0.3 mg/L 以下 | 0.03 mg/L 以下 |
| | Ⅲ | 水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。) | 0.6 mg/L 以下 | 0.05 mg/L 以下 |
| | Ⅳ | 水産3種 工業用水 生物生息環境保全 | 1 mg/L 以下 | 0.09 mg/L 以下 |
| 尼崎市の 環境をま もる条例 | 運河 | | — | — |
| | 海域 | | 1 mg/L 以下 | 0.09 mg/L 以下 |

注1) 基準値は、年間平均値とする。

注2) “—”は当該項目に基準が設定されていないことを示す。

注3) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注4) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年環境省告示第46号)

「大気汚染、水質汚濁、騒音に係る環境上の基準について」

(平成13年尼崎市告示第26号、最終改正：平成27年尼崎市告示第142号)

表 3.1-60(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 項目 類型 | | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|---------------|----------------|---------------|----------------------------------|
| | | | 全亜鉛 | ノニル フェノール | 直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩 |
| 生物A | 水生生物の生息する水域 | 0.02 mg/L 以下 | 0.001 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 | |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場 として特に保全が必要な水域 | 0.01 mg/L 以下 | 0.0007 mg/L 以下 | 0.006 mg/L 以下 | |

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成31年環境省告示第46号)

表 3.1-60(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

| 類型 | 項目 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|------|----|--|-------------|
| | | | 底層溶存酸素量 |
| 生物 1 | | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 4.0 mg/L 以上 |
| 生物 2 | | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0 mg/L 以上 |
| 生物 3 | | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0 mg/L 以上 |

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

注 2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号)

表 3.1-61 地下水の水質汚濁に係る環境基準と環境上の基準

単位：mg/L

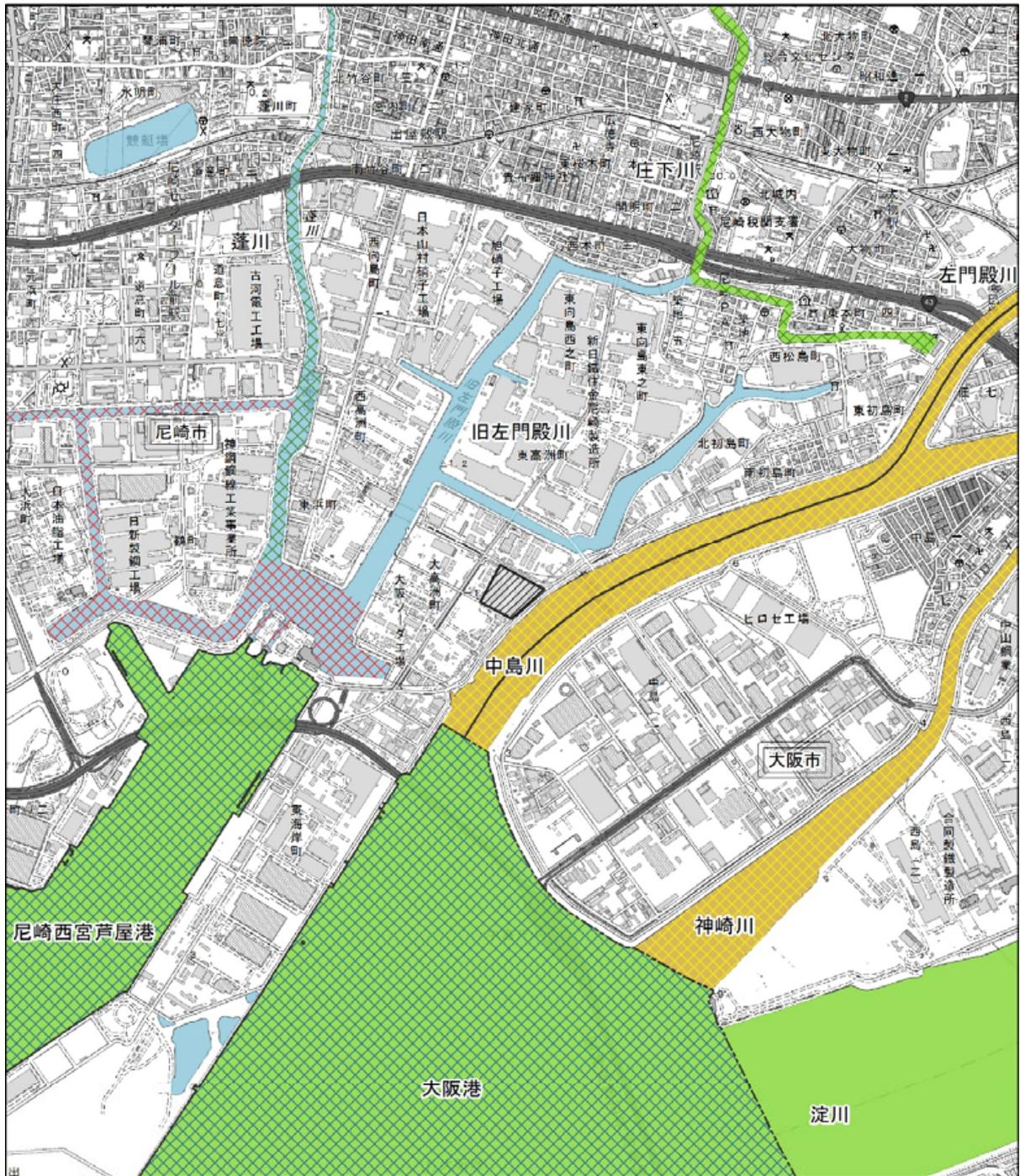
| 項目 | 環境基本法に基づく環境基準 | 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準 |
|---|---------------|------------------------|
| カドミウム | 0.003 以下 | 0.003 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 六価クロム | 0.05 以下 | 0.05 以下 |
| 砒素 | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 以下 | 0.0005 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| クロロエチレン ^{注)} | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 以下 | 0.004 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下 | 0.04 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 以下 | 1 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 以下 | 0.006 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| チウラム | 0.006 以下 | 0.006 以下 |
| シマジン | 0.003 以下 | 0.003 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| ベンゼン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| セレン | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 以下 | 10 以下 |
| ふっ素 | 0.8 以下 | 0.8 以下 |
| ほう素 | 1 以下 | 1 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 以下 | 0.05 以下 |
| 備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 注) 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー | | |

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 54 号)

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

(平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号)



凡例

 事業計画地
 環境基準（環境類型）
 B類型
 C類型
 環境上の基準（水域区分）
 1級水域
 2級水域
 運河
 海域

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 29 年度）」
 （平成 31 年 2 月、尼崎市経済環境局）
 「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」
 （平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）

1:25,000
 0 0.25 0.5 1 km

図 3.1-25 調査対象区域の水質環境類型及び水域区分

②ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号）及び尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：平成 30 年尼崎市条例第 18 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により定められている。

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準及び環境上の基準を表 3.1-62 に示す。水質（水底の底質の汚染を除く）は年間平均値 1pg-TEQ/L 以下、水底の底質は 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3.1-62 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）
に係る環境基準及び環境上の基準

単位：pg-TEQ/L

| 項目 | | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 | 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準 |
|---------|---------------|------------------------|------------------------|
| ダイオキシン類 | 水質（水底の底質を除く。） | 1 以下 | 1 以下 |
| | 水底の底質 | 150 以下 | 150 以下 |

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）

③水質汚濁防止法

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年法律第45号）では、汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場又は事業場（特定事業場）で、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乘せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和3年環境省令第16号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用される。

兵庫県における上乘せ基準としては、水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号、最終改正：令和元年兵庫県条例第19号）があり、有害物質に係る上乘せ基準を設けている。生活環境項目については、業種別、排水規模別の上乗せ基準を設け、日平均排出量30m³以上の特定事業場を対象まで裾下げを行い、水質汚濁防止法の規制対象より小規模な事業場まで規制対象としている。

兵庫県における横出し基準としては、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和2年兵庫県条例第63号）により、水質汚濁法及び瀬戸内海環境保全特別措置法で定められた特定事業場以外の工場等にも規制対象となる特定施設を横出し施設として定めている。

なお、水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量50m³以上の特定事業場から、その水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。調査対象区域は総量規制の指定地域に指定されており、総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量である。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 3.1-63に、生活環境に係る排水基準を表 3.1-64に示す。

表 3.1-63 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

単位：mg/L

| 項目 | 許容限度 | | |
|---|--|--------------------------|----------------|
| | 水質汚濁防止法 | 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例 | 環境の保全と創造に関する条例 |
| カドミウム及びその化合物 | 0.03 | 0.03 | 0.05 |
| シアン化合物 | 1 | 0.3 | 1 |
| 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る） | 1 | 0.3 | 1 |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 六価クロム化合物 | 0.5 | 0.1 | 0.5 |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 | 0.05 | 0.1 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 | — | 0.005 |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | — | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 | — | 0.003 |
| トリクロロエチレン | 0.1 | — | 0.3 |
| テトラクロロエチレン | 0.1 | — | 0.1 |
| ジクロロメタン | 0.2 | — | 0.2 |
| 四塩化炭素 | 0.02 | — | 0.02 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 | — | 0.04 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1 | — | 0.2 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 | — | 0.4 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3 | — | 3 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 | — | 0.06 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 | — | 0.02 |
| チウラム | 0.06 | — | 0.06 |
| シマジン | 0.03 | — | 0.03 |
| チオベンカルブ | 0.2 | — | 0.2 |
| ベンゼン | 0.1 | — | 0.1 |
| セレン及びその化合物 | 0.1 | — | 0.1 |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域：10 | — | — |
| | 海域：230 | — | — |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域：8 | 3 | 15 |
| | 海域：15 | | |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100 | — | — |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 | — | — |

注) “—” は基準値が設定されていないことを示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和3年環境省令第16号）

「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」

（昭和49年兵庫県条例第18号、最終改正：令和元年兵庫県条例第19号）

「環境の保全と創造に関する条例」

（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和元年兵庫県条例第13号）

表 3.1-64 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

| 項目 | 許容限度 | | | | |
|--|--------------|--------------------------------|------------------|------------|-----------------------|
| | 水質汚濁防止法 | 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準に関する条例 | | | 環境の保全と創造に関する条例 |
| | | 日平均排出量 (m ³) | | | |
| | | 30 以上 100 未満 | 100 以上 400 未満 | 400 以上 | |
| 水素イオン濃度 (水素指数) (pH) | 5.8~8.6 | — | | | 5.8~8.6 海域は5.0~9.0 |
| 生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/L) | 160 (120) | 40 (30) | 30 (20) | 20 (10) | 100 (80) |
| 化学的酸素要求量 (COD) (mg/L) | 160 (120) | 40 (30) | 30 (20) | 20 (10) | 100 (80) |
| 浮遊物質 (SS) (mg/L) | 200 (150) | 50 (40) | 40 (30) | 30 (20) | 90 (70) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L) | 5 | 1 | | | 5 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) (mg/L) | 30 | 5 | | | 20 |
| フェノール類含有量 (mg/L) | 5 | 0.1 | | | 5 |
| 銅含有量 (mg/L) | 3 | 0.5 | | | 3 |
| 亜鉛含有量 (mg/L) | 2 | 1.5 | | | 5 |
| 溶解性鉄含有量 (mg/L) | 10 | 2 | | | 10 |
| 溶解性マンガン含有量 (mg/L) | 10 | 2 | | | 10 |
| クロム含有量 (mg/L) | 2 | 0.6 | | | 2 |
| 大腸菌群数 (個/cm ³) | (3,000) | (800) | | | (3,000) |
| 窒素含有量 (mg/L) | 120 (60) | — | | | — |
| リン含有量 (mg/L) | 16 (8) | — | | | — |
| 備考 | | | | | |
| 1. 表中の()内の数値は、日間平均値を示す。 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 | | | | | |
| 2. 水質汚濁防止法に基づく排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 | | | | | |
| 3. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例における適用すべき区域は、漁業法(昭和24年法律第267号)第109条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、兵庫県の区域に属する区域とする。また、日平均排水量30m ³ 以上の特定事業場が対象となる。 | | | | | |
| 4. 生物学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。 | | | | | |

注) “—”は基準値が設定されていないことを示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和3年環境省令第16号）

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準に関する条例」

(昭和49年兵庫県条例第18号、最終改正：令和元年兵庫県条例第19号)

「環境の保全と創造に関する条例」

(平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和元年兵庫県条例第13号)

さらに、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年法律第45号）においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。また、環境の保全と創造に関する条例において、地下水浸透に係る水質汚濁防止法第5条第2項の届出は認められていない。水質汚濁防止法に基づく地下水の浸透基準を表 3.1-65に示す。

表 3.1-65 水質汚濁防止法に基づく地下水の浸透基準

単位：mg/L

| 項目 | 浸透基準 |
|---|--|
| カドミウム及びその化合物 | 0.001 |
| シアン化合物 | 0.1 |
| 有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る) | 0.1 |
| 鉛及びその化合物 | 0.005 |
| 六価クロム化合物 | 0.04 |
| 砒素及びその化合物 | 0.005 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.0005 |
| アルキル水銀化合物 | 0.0005 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.0005 |
| トリクロロエチレン | 0.002 |
| テトラクロロエチレン | 0.0005 |
| ジクロロメタン | 0.002 |
| 四塩化炭素 | 0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.002 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.004 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.0006 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.0002 |
| チウラム | 0.0006 |
| シマジン | 0.0003 |
| チオベンカルブ | 0.002 |
| ベンゼン | 0.001 |
| セレン及びその化合物 | 0.002 |
| ほう素及びその化合物 | 0.2 |
| ふっ素及びその化合物 | 0.2 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア又はアンモニウム化合物 0.7 亜硝酸性化合物 0.2 硝酸性化合物 0.2 |

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
(平成元年環境庁告示第39号、最終改正：平成13年環境省告示第35号)

④瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号、最終改正：令和3年法律第59号)第5条第1項では、工場又は事業場から公共用水域に日最大50m³以上の水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、周辺公共用水域へ及ぼす影響を事前に評価した事前評価書を添付した許可申請書を知事(尼崎市の場合は市長)に提出し、許可を得なければならないとしている。

また、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年法律第45号)第4条の3及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の3第2項の規定により「第8次水質総量削減計画」(平成28年、兵庫県)を策定し、水質汚濁負荷削減のための対策を推進している。

調査区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象となる。

⑤下水道法

工場から公共下水道に排出される排水に対しては、下水道法（昭和33年法律第79号、最終改正：令和3年法律第31号）及び尼崎市下水道条例（昭和35年尼崎市条例第21号、最終改正：平成31年尼ヶ崎市条例第26号）により特定事業場に係る下水排除基準が設けられている。特定事業場に係る下水排除基準は、表 3.1-66(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.1-66(1) 特定事業場に係る下水排除基準

| 項目 | 下水道法 | 尼崎市下水道条例 |
|---------------------|------------------------------|----------|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03 mg/L 以下 | — |
| シアン化合物 | 1 mg/L 以下 | — |
| 有機燐化合物 | 1 mg/L 以下 | — |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/L 以下 | — |
| 六価クロム化合物 | 0.5 mg/L 以下 | — |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 mg/L 以下 | — |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg/L 以下 | — |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | — |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 0.003 mg/L 以下 | — |
| トリクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 | — |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 | — |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/L 以下 | — |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/L 以下 | — |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L 以下 | — |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1 mg/L 以下 | — |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L 以下 | — |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/L 以下 | — |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L 以下 | — |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L 以下 | — |
| チウラム | 0.06 mg/L 以下 | — |
| シマジン | 0.03 mg/L 以下 | — |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/L 以下 | — |
| ベンゼン | 0.1 mg/L 以下 | — |
| セレン及びその化合物 | 0.1 mg/L 以下 | — |
| ほう素及びその化合物 | 230 mg/L 以下 (10 mg/L 以下) | — |
| ふっ素及びその化合物 | 15 mg/L 以下 (8 mg/L 以下) | — |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/L 以下 | — |
| フェノール類 | 5 mg/L 以下 | — |
| 銅及びその化合物 | 3 mg/L 以下 | — |
| 亜鉛及びその化合物 | 2 mg/L 以下 | — |
| 鉄及びその化合物(溶解性) | 10 mg/L 以下 | — |
| マンガン及びその化合物(溶解性) | 10 mg/L 以下 | — |
| クロム及びその化合物 | 2 mg/L 以下 | — |
| ダイオキシン類 | 10 pg-TEQ/L 以下 | — |

表 3.1-66(2) 特定事業場に係る下水排除基準

| 項目 | | 下水道法 | 尼崎市下水道条例 |
|---------------------------|------|-------------------|-------------------|
| 温度 | | 45℃以下 | — |
| アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | | 380 mg/L 未満 | — |
| 水素イオン濃度 (pH) | | 5 を越え 9 未満 | 5 を越え 9 以下 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | | 5 日間に 600 mg/L 未満 | 5 日間に 600 mg/L 以下 |
| 浮遊物質量 (SS) | | 600 mg/L 未満 | 600 mg/L 以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 鉱油 | 5 mg/L 以下 | 5 mg/L 以下 |
| | 動植物油 | 30 mg/L 以下 | 30 mg/L 以下 |
| 窒素含有量 | | 240 mg/L 未満 | — |
| 燐含有量 | | 32 mg/L 未満 | — |

注 1) 表中の“—”は当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。

注 2) ほう素及びふっ素の()は、「下水道法施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日、政令第 147 号)における河川その他の公共の水域の基準。

注 3) 下水道法施行令においては、排水量が 50m³/日以上の特 定事業場が本基準の対象となる。

出典：「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号、最終改正：令和 3 年政令第 296 号)

「尼崎市下水道条例」(昭和 35 年条例第 21 号、最終改正：平成 31 年条例第 26 号)

(6) 土壌汚染

①環境基本法

調査対象区域を含む尼崎市では、環境基本法（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年法律第36号）に基づく環境基準と、尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号、最終改正：令和2年尼崎市条例第40号）第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により土壌に係る環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえて、水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、最終改正：平成23年法律第105号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準を表 3.1-67に示す。

表 3.1-67 土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

| 項目 | 環境基本法に基づく 環境基準 | 尼崎市の環境をまもる条例 に基づく環境上の基準 |
|----------------|--|--|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと | 検液中に検出されないこと |
| 有機燐（りん） | 検液中に検出されないこと | 検液中に検出されないこと |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと | 検液中に検出されないこと |
| PCB | 検液中に検出されないこと | 検液中に検出されないこと |
| 銅 | 農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること | 農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること |
| クロロエチレン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること | — |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること | 検液 1L につき 1mg 以下であること |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること | 検液 1L につき 1mg 以下であること |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること | — |

注 1) クロロエチレンは、別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。

注 2) “—” は、基準値がないことを示す。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」

（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年環境省告示第 44 号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）

②ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号）及び尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 40 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準により定められている。

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準を表 3.1-68に示す。環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 3.1-68 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

単位：pg-TEQ/g

| 項目 | ダイオキシン類対策特別措置法 に基づく環境基準 | 尼崎市の環境をまもる条例 に基づく環境上の基準 |
|---------|----------------------------|----------------------------|
| ダイオキシン類 | 1,000 以下 | 1,000 以下 |

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 基準値は年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」

（平成 13 年尼崎市告示第 26 号、最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号）

4) 環境保全に関する計画等

(1) 第5次兵庫県環境基本計画（平成31年2月）

兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、最終改正：令和元年兵庫県条例第13号）第6条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する環境基本計画を策定している。

兵庫県では、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」策定された。その後、環境を巡る近年の動向を踏まえて全面的に見直しが進められ、平成14年5月に「新兵庫県環境基本計画」、平成20年2月に「第3次兵庫県環境基本計画」を経て、平成26年3月に概ね10年間を計画期間として「第4次兵庫県環境基本計画」が策定された。しかし、計画の策定から概ね5年が経過し、兵庫県の環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、平成31年2月に「第5次兵庫県環境基本計画」が策定された。

本計画では、目指すべき将来像に向けて第4次基本計画の施策体系を継承した3つの施策体系を推進し、基本理念を踏まえた今後の環境施策の展開の基本的な考え方や重要となる視点を整理し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにしている。第5次兵庫県環境基本計画の概要を表3.1-69に示す。

表 3.1-69 第5次兵庫県環境基本計画の概要

| 項目 | 概要 |
|--------------------|---|
| 計画期間 | 平成30年度から令和12年度 (概ね10年間) 原則として5年ごとに見直しを実施 |
| 基本理念 | 環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の循環とネットワーク化 ・環境・経済・社会の統合的向上 ・地域力の発揮 ・恵み豊かなふるさとひょうごの実現 |
| 目的 | (1) 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。 (2) 県民、事業者、行政(国、県及び各市町(以下同様))、地域団体、NPOなどの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。 |
| 施策体系 | (1) 県民の活動の「場」として、「暮らし」「しごと」「まち」「さと」の4つの場を設定し、将来像を描く (2) 環境課題への全県的な対策に併せ、各主体が協働し、地域の特性を生かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする (3) 環境の分野を「低炭素」「自然共生」「資源循環」「安全・快適」と整理し、活動の場ごとに統合的な施策展開を図る |
| 今後の施策展開において重要となる視点 | (1) 分野横断的な取組の推進(6つの方針) <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境・経済・社会の統合的向上 2. 環境の視点からの地域創生の実現 3. 対話と連携・ネットワークの重視 4. 持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化 5. 技術革新(イノベーション)の普及・活用 6. 強靱性(レジリエンス)の向上 (2) SDGsの考え方の活用 (3) 重み付けした指標による適切な進捗管理 |

(2) 尼崎市環境基本計画（平成 26 年 3 月策定、平成 31 年 3 月加筆修正、令和 3 年 3 月加筆修正）

尼崎市では、尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 40 号）第 6 条に基づく良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

尼崎市では、平成 15 年に「尼崎市環境基本計画」（前計画）が策定され、環境問題への関心の高まりを背景に、公害対策に加え、地球温暖化や廃棄物の増大などへの対応を明確にし、計画を推進してきた。その後、前計画の策定から 10 年が経過し、国においても環境基本計画の改定が行われるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成 26 年 3 月に「尼崎市環境基本計画」が策定された。

本計画は、「ECO 未来都市 あまがさき」を目指す環境像とし、市民・事業者・市の環境への想いを実現するために 3 つの視点から 6 つの目標を定めるとともに、市民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場面で環境が活きづく持続可能なまちを目指している。尼崎市環境基本計画の概要を表 3.1-70 に示す。

表 3.1-70 尼崎市環境基本計画の概要

| 項目 | 概要 |
|--------|---|
| 計画期間 | 平成 26 年度から令和 5 年度（10 年間） 必要に応じて見直しを実施 |
| 目指す環境像 | ECO 未来都市 あまがさき |
| 視点と目標 | 視点 (1) 生活・生存の基盤を確保します 目標 1：低炭素社会の形成 目標 2：循環型社会の形成 目標 3：安全で快適な生活環境の保全 目標 4：多様な生き物の生息環境の保全 視点 (2) 尼崎らしさを活かしながら取り組みます 目標 5：環境と経済の共生 視点 (3) 市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たします 目標 6：環境意識の向上・行動の輪の拡大 |

(3) 兵庫県地域公害防止計画（平成 24 年 3 月）

兵庫県では、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年法律第 36 号）第 17 条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として定められる「兵庫県地域公害防止計画」を策定している。

兵庫県では、昭和 47 年度からは兵庫県東部地域において、昭和 48 年度からは播磨南部地域において、また、昭和 49 年度からは神戸地域において、それぞれ 4 度にわたり、公害防止計画を策定し、実施してきた。さらに、平成 4 年度からは、これら 3 地域を一本化し、兵庫地域公害防止計画として 4 度にわたり計画が策定され、公害の防止に関する諸施策を推進してきた。

本計画では、当地域の実情を鑑み、特に重点的に解決を図るべき計画の主要課題を 2 つあげ、それに対し講ずる公害防止に関する施策を講じて環境基準の達成を図っている。兵庫県地域公害防止計画の概要を表 3.1-71 に示す。

表 3.1-71 兵庫県地域公害防止計画の概要

| 項目 | 概要 | |
|---------|--|---|
| 対象地域 | 神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市（平成 23 年 4 月 1 日現在の区域） | |
| 計画の期間 | 平成 23 年度から令和 2 年度（10 年間） | |
| 計画の主要課題 | (1) 交通公害 国道 43 号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。 (2) 海域の水質汚濁 大阪湾等の COD に係る水質汚濁の防止を図る。 | |
| 主要課題 | 達成目標 | 今後講ずる施策 |
| 交通公害 | ①自動車交通公害対策 阪神地域の主要 3 幹線道路沿道における自動車排出ガスに係る大気汚染及び騒音については、施策を講ずることにより、環境基準を達成していない地点について、環境基準の達成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体対策の推進 ・車両規制の推進 ・ディーゼル自動車等運行規制の実施 ・低公害車等の普及促進 ・交通需要の調整・低減 ・交通流対策の推進 ・道路構造等対策 ・調査・測定 ・普及啓発活動の推進 |
| | ②山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策 新幹線沿線における騒音については、施策を講ずることにより、環境基準の早期達成をめざす。 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策 ・沿線土地利用対策 ・新幹線公害対策連絡会等の開催 ・調査研究・普及啓発 |
| 海域の水質汚濁 | <p>海域の COD について、環境基準の達成を図る。</p> <p>また、大阪湾の全窒素及び全リンについては、全水域において平成 22 年度は環境基準を達成しているものの、大阪湾（Ⅱ類型）の全リンの水質は環境基準（0.03mg/L）前後で経年推移しており、安定的な環境基準達成の状況となっていないことから、海域の状況に応じ、全窒素及び全リンの環境基準の達成を維持していく。</p> <p>このため、排水基準及び総量規制基準の遵守徹底等の対策を総合的に推進する。</p> <p>広域的な環境問題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながら対策の推進に努める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 ・水質総量削減計画の推進 ・流出油等対策 |

(4) 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成 25 年 3 月)

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号、最終改正：令和元年法律第 14 号) 第 6 条及び第 8 条により、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定している。兵庫県は 11 市 2 町の区域が対策地域として指定されており、本法 7 条及び 9 条に基づき、本対策地域に関わる対策を、県民、事業者、行政等の参画と協働のもとに推進するため、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

兵庫県では、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(前計画)が 2003 年(平成 15 年)8 月に策定された。中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会で、本法の基本方針の見直しについて検討が行われ、以降も対策の継続が必要であること等が指摘されたため、2011 年(平成 23 年)3 月に基本方針が変更された。これを受け、現行計画の改定が必要となり、2013 年(平成 25 年)3 月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定された。

本計画では、自動車排出窒素酸化物、自動車排出粒子状物質の総量を、2020 年度(令和 2 年度)までに大気環境基準を確保することを目標に削減量を設定し、地球温暖化防止対策関係機関とも連携、推進を図っている。兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要を表 3.1-72 に示す。

表 3.1-72 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

| 項目 | 概要 | | |
|-------------|---|-----------------------|----------|
| 計画の対象地域 | 神戸市、姫路市(平成 18 年 3 月の市町合併前の家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町、揖保郡太子町 | | |
| 期間 | 2013 年度(平成 25 年度)から 2020 年度(令和 2 年度) | | |
| 計画の目標 | 対策地域において、自動車排出窒素酸化物、自動車排出粒子状物質の総量を、2020 年度(令和 2 年度)までに大気環境基準を確保すること | | |
| 目標達成に必要な削減量 | 自動車排出窒素酸化物の総量 | 2015 年度 ^{注)} | 9,390t/年 |
| | | 2020 年度 | 6,556t/年 |
| | 自動車排出粒子状物質の総量 | 2015 年度 ^{注)} | 526t/年 |
| | | 2020 年度 | 401t/年 |
| 計画達成の方途 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車単体対策の推進 2. 車種規制の実施 3. 運行規制の実施 4. 低公害車の普及促進 5. 交通需要の調整・低減 6. 交通流対策の推進 7. 局地汚染対策の推進 8. 普及啓発活動の推進 | | |

注) 2015 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するための目標。

(5) 兵庫県地球温暖化対策推進計画（平成 29 年 3 月）

兵庫県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 3 年法律第 54 号）第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

兵庫県では、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（平成 6 年条約第 6 号、最終改正：平成 22 年外務省告示 453 号）の発効を踏まえ、1996 年（平成 8 年）3 月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定を受け、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（2000 年（平成 12 年）7 月）を策定し、取組を進めてきた。その後、継続して地球温暖化対策に取り組むために、2014 年（平成 26 年）3 月に「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」が策定された。さらに、COP21 で採択された「パリ協定」や国が決定した「地球温暖化対策計画」などの動きを受け、2030 年度を見据えた新たな計画として、2017 年（平成 29 年）3 月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」が策定された。また、2021 年（令和 3 年）3 月には「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」が策定され、計画のゴールを「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」とした。

本計画は、国が決定した「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指すものとしている。また、本計画において、県が取り組む施策を明らかにし、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働のもと取組を着実に実施することにより、国の低炭素社会づくりをリードしていくことが計画の位置づけとなっている。兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要を表 3.1-73 に示す。

表 3.1-73 兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要

| 項目 | 概要 |
|---------------|---|
| 計画期間 | 2016 年度（平成 28 年度）から 2030 年度（令和 12 年度） （2020 年（令和 2 年）度に中間目標を置き、必要に応じて見直しを实地） |
| 環境の将来像 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活や経済活動において、省エネ型ライフスタイルの定着とあわせ、温室効果ガスの排出の少ない仕組みが浸透している。 再生可能エネルギーが地域特性に応じて大量に導入され、エネルギー需給に主要な役割を果たしている。 森林の整備が進み、CO₂の吸収源としての機能が強化されている。 交通・移動手段や建築物などの低炭素化により、環境と共生するまちづくりが進んでいる。 |
| 温室効果ガス削減目標 | 中間目標：2020 年度温室効果ガス削減目標 2013 年度比で 5%削減 ^{注1)} （1990 年度比 3%削減、2005 年度比 6%削減） |
| | 最終目標：2030 年度温室効果ガス削減目標 2013 年度比で 26.5%削減 ^{注2)} （1990 年度比 24.9%削減、2005 年度比 27.6%削減） 2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロ。 |
| 再生可能エネルギー導入目標 | 2020 年度再エネ導入目標：再生可能エネルギーによる発電量 50 億 kWh （再エネ比率約 12%） ^{注3)} |
| | 2030 年度再エネ導入目標：再生可能エネルギーによる発電量 70 億 kWh （再エネ比率約 17%） ^{注3)} |
| 施策展開の重点的取組方針 | 1. 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減 |
| | 2. 再生可能エネルギーの導入拡大 |
| | 3. 低炭素型まちづくりの推進 |
| | 4. CO ₂ 吸収源としての森林の機能強化 |
| | 5. 温暖化からひょうごを守る適応策の推進 |
| | 6. 次世代の担い手づくり |

注 1) 2020 年度の電力排出係数を 0.514 (kg-CO₂/kWh) と仮定
（関西電力(株)2012 年度(クレジット等調整前)と同様)

注 2) 2030 年度の電力排出係数を 0.37 (kg-CO₂/kWh) と仮定（国計画の想定と同様）

注 3) 2020 年度及び 2030 年度の県内年間消費電力量を 2013 年度実績値と想定した場合の再生可能エネルギーによる発電量が占める割合。

なお、国の 2030 年度における再生可能エネルギー比率の見込み（22～24%）は、既設の大規模水力発電を 8%程度含む。

(6) 尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成 31 年 3 月）

尼崎市では、「地球環境をまもるわたしたちの行動計画」（1996 年（平成 8 年））や「尼崎市環境基本計画」（平成 15 年、平成 25 年）の策定により、地球温暖化など地球規模の課題に対する取組が推進されてきた。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年法律第 45 号）の制定以降は、法令に基づき、尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（第 1 次 2007 年（平成 19 年）、第 2 次 2011 年（平成 23 年））を策定し、取組を進めてきた。また、2013 年（平成 25 年）には、国から「環境モデル都市」の選定を受け、「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」（2014 年（平成 26 年））に具体的な取組の道筋が示された。

尼崎市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、国から選定を受けている環境モデル都市の具体的な取組の道筋である「環境モデル都市アクションプラン」、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして、2019 年（平成 31 年）に「尼崎市地球温暖化対策推進計画」が策定された。

本計画では、基本理念「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき」を実現するため削減目標を設定し、二酸化炭素排出量を削減していくため「エネルギー」の量や質に着目した取組を行うとともに、排出された温室効果ガスによって引き起こされる地球温暖化の影響・被害に備えていくために 5 つの取組の視点と 4 つの取組方針を設けている。

更に尼崎市では、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すため、二酸化炭素排出量の削減可能量を積み上げて削減目標を設定する考え方（フォアキャスト）から、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするために必要となる削減量を設定する考え方（バックキャスト）に転換し、2021 年（令和 3 年）6 月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、新たな削減目標を設定している。尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要を表 3.1-74 に示す。

表 3.1-74 尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 計画期間 | 2019 年度（令和元年度）から 2030 年度（令和 12 年度）（12 年間） 必要に応じて見直しを実施 |
| 基本理念 | 私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき |
| 削減目標 | 2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 28%以上削減 ^{注)} （部門別削減目標） ・産業部門：25.7% ・業務その他部門：30.5% ・家庭部門：45.6% ・運輸部門：9.6% ・その他（廃棄物など）：25.7% |
| エネルギーに関する指標 | 2030 年度のエネルギー使用量：32,878TJ 2030 年度の電力排出係数：0.370kg-CO ² /kWh （部門別の指標） ・産業部門：1,031kg-CO ² /百万円 ・業務その他部門：130kg-CO ² /m ² ・家庭部門：1,741kg-CO ² /世帯 |
| 取組の視点 | 1. エネルギーをなるべく使わない 2. エネルギーを無駄なく・効率よく活かす 3. エネルギー源を選ぶ 4. エネルギーを管理・調整する 5. 地球温暖化の影響を知り、備える |
| 取組方針 | （緩和策） 1. 環境に配慮した生活・事業の促進 2. 省エネ型建築物・設備の普及 3. 効率的なエネルギー利用のできる都市への転換 |
| | （適応策） 4. 気候変動の影響・被害に関する情報収集・備えの推進 |

注)「尼崎市気候非常事態行動宣言」では、2013 年から 2050 年の概ね中間の時期である 2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 50%程度削減することを目指すこととしている。

(7) 兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月改定）

兵庫県では、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を県民、事業者、行政の参画と協働のもと、具体的に進めていくため、「兵庫県廃棄物処理計画」（2002 年（平成 14 年）3 月）が策定された。その後、5 年ごと（2007 年（平成 19 年）4 月、2013 年（平成 25 年）3 月）に計画を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に取り組んできた。これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組等を評価し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的方針の変更などの動向を踏まえ、循環型社会の実現に向け更なる取組を進めるため、2018 年（平成 30 年）8 月に「兵庫県廃棄物処理計画」が改定された。また、災害廃棄物対策の手順を整理し、準備するため、本計画とは別冊で、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づき、「兵庫県災害廃棄物処理計画」を策定している。

兵庫県廃棄物処理計画の概要を表 3.1-75 に示す。

表 3.1-75 兵庫県廃棄物処理計画の概要

| 項目 | 概要 | | | | |
|-------|---|---|-------------------|---------------------|---------------------|
| 計画期間 | 2018 年度（平成 30 年度）から 2025 年度（令和 7 年度） （中間目標年次を 2020 年度（令和 2 年度）とし、必要に応じて見直しを実施） | | | | |
| 計画の目標 | ○一般廃棄物 | | | | |
| | 設定項目 | | 基準年度 (2012 年度) | 中間目標値 (2020 年度) | 最終目標値 (2025 年度) |
| | 重点 目標 | 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量 | 525g/人日 | 483g/人日 | 463g/人日 |
| | | 最終処分量 | 273 千トン | 198 千トン (-28%) | 185 千トン (-32%) |
| | 目標 | 排出量 | 2,034 千トン | 1,789 千トン (-12%) | 1,706 千トン (-16%) |
| | | 1 人 1 日当たりの 事業系ごみ排出量 | 305g/人日 | 266g/人日 (-13%) | 241g/人日 (-21%) |
| | | 再生利用率 | 16.7% | 20% | 22% |
| | | ごみ発電能力 | 102,445 kW | 113,074kW (+10%) | 118,124kW (+15%) |
| | ○産業廃棄物 | | | | |
| | 設定項目 | | 基準年度 (2012 年度) | 中間目標値 (2020 年度) | 最終目標値 (2025 年度) |
| | 重点 目標 | 最終処分量 | 781 千トン | 571 千トン (-27%) | 560 千トン (-28%) |
| | 目標 | 排出量 | 23,462 千トン | 24,562 千トン (+4%) | 24,618 千トン (+4%) |
| | | 再生利用率 (汚泥除く) | - | 86% | 86% |
| | 目標達成に向けた 施策の推進 | (1) 発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進 1. リデュース [発生抑制]、リユース [再使用] の推進 2. 質の高いリサイクル [再生利用] の推進 3. 普及啓発、意識醸成 (2) 廃棄物の適正処理の推進 1. 適正処理対策の推進 2. 適正処理体制の整備 3. 不法投棄対策の推進 (3) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進 | | | |

(8) 尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）

尼崎市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、最終改正：令和元年法律第37号）第6条第1項に基づき、「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

尼崎市では、2005年（平成17年）3月に目標年度を2010年度（平成22年度）とした「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」が策定され、従来の社会システムや市民のライフスタイルを改めて見直し、持続可能な循環型社会の仕組みを構築していくために、市民、事業者及び本市との協働による廃棄物の減量・分別・リサイクルに努めてきた。その後、ごみを取り巻く社会の変化や尼崎市のごみ処理施策の展開などを踏まえ、前計画を見直し、2011年（平成23年）3月に「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」が策定された。また、持続可能な循環型社会の仕組みを構築していく必要があると考え、2021年（令和3年）3月に改めて「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」が策定された。

本計画は、「みんなで広げる『もったいない!あまがさき』」を基本理念として掲げ、「もったいない」を合言葉にした4つの視点からの取組を、市民・事業者・行政全ての主体がそれぞれの役割分担のもと進めていき、さらには各主体が協力しながら市全体に広げていくことで、持続可能な循環型社会の形成を目指すための長期的指標となっている。また、基本理念を実現するために、8つの目標達成に向けた取組と計画の目標を定めている。尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要を表3.1-76に示す。

表 3.1-76 尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

| 項目 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---------------------|----------------|----------------|-------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------|----------|------------------|--------------------|--|--|
| 計画期間 | 2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度） | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本理念 | 4つの視点（①リデュースを最優先とする取組、②経済性や効率性に配慮した取組、③環境的側面だけでなく経済的側面や社会的側面の課題解決も見据えた持続可能なまちづくり、④各主体が協力しながら市全体に広げていく）からの持続可能な循環型社会の形成。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標達成に向けた取組 | 1. リデュース・リユースの推進 2. 分別・リサイクルの推進 3. 意識啓発の推進 4. 地域の環境美化の推進 5. 経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築 6. 環境負荷の軽減 7. 安心かつ安定的なごみ処理体制の構築 8. 経済的手法の活用 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画の目標 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定項目</th> <th>実績 (2021年度)</th> <th>目標 (2030年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却対象ごみ量（焼却工場で処理するごみ量）削減</td> <td>134,041 t (基準)</td> <td>119,501 t (-11%)</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりの燃やすごみ量を削減</td> <td>457 g/人・日 (基準)</td> <td>410 t/人・日 (-10%)</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ量削減</td> <td>51,133 t (基準)</td> <td>46,020 t (-10%)</td> </tr> </tbody> </table> | 設定項目 | 実績 (2021年度) | 目標 (2030年度) | 焼却対象ごみ量（焼却工場で処理するごみ量）削減 | 134,041 t (基準) | 119,501 t (-11%) | 1人1日当たりの燃やすごみ量を削減 | 457 g/人・日 (基準) | 410 t/人・日 (-10%) | 事業系ごみ量削減 | 51,133 t (基準) | 46,020 t (-10%) | | |
| 設定項目 | 実績 (2021年度) | 目標 (2030年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 焼却対象ごみ量（焼却工場で処理するごみ量）削減 | 134,041 t (基準) | 119,501 t (-11%) | | | | | | | | | | | | | |
| 1人1日当たりの燃やすごみ量を削減 | 457 g/人・日 (基準) | 410 t/人・日 (-10%) | | | | | | | | | | | | | |
| 事業系ごみ量削減 | 51,133 t (基準) | 46,020 t (-10%) | | | | | | | | | | | | | |

(9) 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（平成 28 年 10 月）

兵庫県では、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号、最終改正：平成 27 年法律第 78 号）第 4 条の規定に基づき、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めている。

兵庫県では、平成 20 年に「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が策定され、計画を推進してきた。その後、平成 27 年に本法が大幅に改正され、基本理念として、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする」が新設された。これに基づき本県では、平成 28 年 10 月に、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため実施すべき施策について定めた「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が新たに策定された。

本計画では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の基本理念に従い、5 つの計画の目標を定め、目標達成のための基本的な施策を推進している。瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要を表 3.1-77 に示す。

表 3.1-77 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要

| 項目 | 概要 |
|-------|---|
| 計画期間 | 平成 28 年度から概ね 10 年 |
| 計画の目標 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 1. 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全、再生及び創出 2. 自然海浜の保全等 3. 底質改善対策・窪地対策の推進 4. 海砂利の採取の禁止 5. 埋立てに関する環境保全に対する配慮 6. 環境配慮型構造物の採用 (2) 水質の保全及び管理の推進に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 1. 水質の保全及び管理の推進 2. 生活排水対策の推進 3. 底質環境の改善 4. 有害化学物質等の低減のための対策 5. 油や有害化学物質等による汚染の防止 6. 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 7. 海水浴場等の水質の保全 (3) 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 1. 自然公園等の保全 2. 緑地等の保全 3. 史跡、名勝、天然記念物等の保全 4. 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進 3. ツーリズムの推進 (4) 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 1. 適正な栄養塩管理等による生物の多様性及び生産性の確保 2. 資源管理の取組による水産資源の維持・増大 3. 有害動植物の駆除等 (5) 基盤的な施策に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 1. 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 2. 廃棄物の処理施設の整備等 3. 広域的な連携の強化等 4. 情報提供、広報の充実 5. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 6. 環境学習・環境教育の推進 |

(10) ひょうご花緑創造プラン（平成 28 年 6 月改定）

兵庫県では、緑豊かな県土づくりを総合的に推進するために、平成 13 年に「さわやかみどり創造プラン」が策定され、計画を推進してきた。経済重視の成長社会から、ゆとりや潤いが重視される成熟社会へと社会が大きく変化してきたため、前計画を改定することとし、平成 19 年には「ひょうご花緑創造プラン」を策定し、「参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土」を基本理念に取組みを進めてきた。近年、今後の少子化・高齢化や人口減少の進展に伴う各地域の衰退が深刻なものとして懸念されるようになり、地域の活性化・まちの活性化などの地域創生の取組が求められるようになった。これらの観点から、これまでの参画と協働の基本理念を継承するとともに、さらに緑の量と質を高める花と緑のまちづくりを進め、ゆたかな暮らしを創造していくため、平成 28 年 6 月に「ひょうご花緑創造プラン」が策定された。また、今回の改定に併せて、「兵庫県広域緑地計画」（平成 8 年 3 月）の要素が統合された。

本計画では、花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現を新たな理念として、基本目標と地域目標を設定し、5 つの基本方針のもと目標達成の実現にむけて推進している。ひょうご花緑創造プランの概要を表 3.1-78 に示す。

表 3.1-78 ひょうご花緑創造プランの概要

| 項目 | 概要 | |
|---------|---|--|
| 計画年度 | 2016 年度（平成 28 年度）から 2025 年度（令和 7 年度）（10 年間） 中間年となる 2020 年度（令和 2 年度）に、必要に応じて見直しを実地 | |
| 理念 | 花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現 | |
| 目的 | 県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、 県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取組の方向性を示す | |
| 1. 基本目標 | ・身近な花と緑に満足する人の割合を増やす 住まいや職場、学校など身近な緑（樹木や草花） の満足度 | 中間目標：67.5%（2020 年度） 目標：70.0%（2025 年度） |
| | ・市街化区域の緑地割合 3 割の維持 | 現状：30.6%（2013 年度） |
| | ・人口集中地区の緑地割合 | 中間目標：24.2%（2020 年度） |
| | | 25%の確保（2025 年度） |
| 2. 地域目標 | 都市地域：ゆとりと潤いある都市空間の維持・創造 農山村地域等：田園・里山空間等多自然環境の保全・活用 森林地域：豊かな多自然環境にある森林の保全・活用 | |
| 基本方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります 2. 花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります 3. 花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります 4. 花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります 5. 花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります | |

(11) 尼崎市緑の基本計画（平成 26 年 7 月改定）

尼崎市では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 3 年法律第 31 号）第 4 条によって定められた都市における緑のまちづくりに関する計画として「尼崎市緑の基本計画」を策定している。

尼崎市では、平成 11 年に「尼崎市緑の基本計画」が策定され、緑の整備や緑化活動などの取組を進めてきた。その後、上位計画である「尼崎市総合計画」やその他関連計画の改定、また、人口減少社会の到来や生物多様性の保全の必要性の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、今後の緑の将来像を改めて見つめなおし、その実現に向けて市民・事業者とともに緑のまちづくりの取組をさらに進めるため、平成 26 年 7 月に前計画を改訂し、新たな緑の基本計画が策定された。

本計画では、これまでの緑を「つくる」ことを中心とした考え方から、市民・事業者と協働で「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」ことにより、「緑の質を高める」計画へと転換している。また、地域らしい緑のまちづくりを推進するため、緑の特徴により、市域を 3 つの地域に区分し、地域ごとに協働による緑のまちづくりに取り組んでいる。調査対象区域は臨海地域に区分される。

尼崎市緑の基本計画の概要を表 3.1-79 に示す。

表 3.1-79 尼崎市緑の基本計画の概要

| 項目 | 概要 | |
|------------------|---|--------------------------|
| 計画期間 | 平成 26 年度から令和 5 年度（10 年間） | |
| 緑の将来像 | 1. 「人が育ち、互いに支えあうまち」の緑 2. 「健康、安心・安全を実感できるまち」の緑 3. 「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」の緑 4. 「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の緑 | |
| 計画の成果目標 | 緑を通じてまちの満足度を高める ^{注1)} | |
| | 現状（平成 24 年度調査時）より 40 ポイント上昇 ^{注2)} 目標年次（令和 5 年度） | |
| 基本方針 | 1. （関わる） 多様な主体が関わり、みんなで緑のまちづくりを進めましょう 2. （活かす） 暮らしや様々な活動、まちづくりに緑を活かしましょう 3. （守り育てる） まちの緑を守り育て、次世代へ引き継ぎましょう 4. （工夫してつくる） 工夫して新たな緑づくりを進めましょう | |
| 地域らしい 緑のまちづくり | 阪急沿線地域 | 豊かな自然環境を育み、暮らしにうるおいを与える緑 |
| | JR・阪神沿線地域 | 歴史とにぎわいと下町の風情を感じる緑 |
| | 臨海地域 | 人の交流を生み、産業と共生する環境創造の緑 |

注 1) 目標を測る指標は、「緑に対する満足度」とし、市民アンケートにより把握する。

注 2) 40 ポイント：有効回答者（711 人）のうち、満足（19 人）を 100pt、やや満足（66 人）を 75pt、普通（316 人）を 50pt、やや不満（234 人）を 25pt、不満（76 人）を 0pt とし、加重平均した値

(12) 地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）（平成 20 年 7 月）

兵庫県では、「景観の形成等に関する条例」（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号（都市景観の形成等に関する条例（題名改正〔平成 5 年条例 16 号〕）、最終改正：平成 30 年条例第 32 号）が制定され、恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、そして将来に伝えるため、さまざまな取組を進めてきた。平成 19 年 3 月には「景観の形成等に関する条例」が改正され、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）」を定めることができるとされた。

兵庫県では、平成 20 年 7 月に西播磨地域及び丹波地域で地域景観マスタープランが策定され、地域景観づくりを進めている。

なお、調査対象区域は本計画の対象外である。

本計画は、地域景観づくりに係る全ての主体が、景観の重要性について「気づき」、景観形成について「考え」、連携して継続的に地域景観づくりに向けて「行動する」ための計画である。地域景観形成等基本計画の概要を表 3.1-80 に示す。

表 3.1-80 地域景観形成等基本計画

| 項目 | 概要 |
|------|--|
| 策定地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・西播磨地域 地域景観マスタープラン (相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の全域) ・丹波地域 地域景観マスタープラン（篠山市、丹波市の全域） |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域景観形成の方向性を共有する 2. 広域的な視点からの計画的な施策展開を図る 3. 参画と協働による継続的な地域景観づくりを図る |
| 構成 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域景観の目標 地域景観の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方を示します 2. 「地域景観の約束」 地域景観づくりに係る各主体が共有すべき景観形成のための配慮事項を設定します 3. 拠点からの地域景観づくり 地域景観づくりに係る各主体が重点的に施策を検討し、景観形成に取り組むべき区域を「地域景観づくりの拠点」（重点地区、重点軸）として選定し、景観形成のイメージと具体的な施策展開の方向性を提示します 4. 地域景観づくりの進め方 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域景観づくりに係る各主体の役割の明確化と連携強化を図ります。 ② 地域景観づくりの取組の現状に応じた多様な主体の協議のための場の設定と景観コーディネーターの育成のあり方を提示します |

(13) 尼崎市都市美形成計画（平成 23 年 11 月）

尼崎市では、「尼崎市都市美形成条例」（昭和 59 年条例第 41 号、最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 50 号）が制定され、昭和 60 年に「尼崎市都市美形成基本計画」が策定され、積極的に都市美行政に取り組んできた。その後「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年法律第 41 号）が制定されたことにより、自主条例に基づく都市美行政を見直し、景観法第 8 条第 1 項に基づく景観計画として、平成 23 年 11 月に「尼崎市都市美形成計画」が策定された。

本計画では、尼崎市の成り立ちと景観特性を踏まえ、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を基本理念とし、その実現にむけて基本目標と基本方針を設定している。尼崎市都市美形成計画の概要を表 3.1-81 に示す。

表 3.1-81 尼崎市都市美形成計画の概要

| 項目 | | 概要 |
|-------|------------------|---|
| 基本理念 | | 誇りと愛着と活力のある美しいまち |
| 計画の区域 | | 尼崎市全域 |
| 基本目標 | | 1. 顔のあるまち 2. 表情ゆたかなまち 3. 賑わいのあるまち |
| 基本方針 | 都市美形成の 基本姿勢 | 1. つくる まちづくりや建物・工作物の整備、修繕において、将来に亘って引き継がれるような高質な都市景観を創造し、新しい魅力をつくり出します 2. まもる これまで蓄積されてきた、歴史的景観や文化的景観など良好な景観の価値を認識し、それを構成する都市美形成上重要な資源を、保存・継承します 3. そだてる 今まで育まれてきた地域の特性や個性を尊重し、地域らしさを活かした都市美形成を図り、魅力あるまちを育てます |
| | 都市美誘導の 基本的考え方 | 「まちなみ景観」（まとまりのある景観の広がり） ・用途地域による景観類型 ・地区計画（形態意匠制限を定めている地区） ・歴史的景観を備えた地域 「まちどおり景観」（つながりのある景観が連続的に展開するもの） ・幹線道路等沿道 ・鉄道沿線 ・市街地内河川・運河・海岸沿い 「まちかど景観」（周囲からきわだった景観を呈する拠点であり、都市や地域のシンボル） ・主要駅周辺地域 ・都市美形成建築物等 ・公共建築 |